# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2019年12月19日提出 |
| 【発行者名】 | キャピタル・インターナショナル株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 トーマス・クワントリル |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内二丁目１番１号　明治安田生命ビル |
| 【事務連絡者氏名】 | 原田　伸健 |
| 【電話番号】 | 03(6366)1000 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）<br>キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 | 継続募集額(2019年12月20日から2020年12月17日まで)<br>キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）<br>3,000億円を上限とします。<br>キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）<br>3,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）
キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）

上記ファンドを総称して「キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース／Ｂコース」という場合、各々を「ファンド」または「コース」という場合があります。
なお、「キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）」を「Ａコース」、「Ａコース（米ドル売り円買い）」という場合、「キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）」を「Ｂコース」、「Ｂコース（為替ヘッジなし）」という場合があります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

各ファンドは、キャピタル・インターナショナル株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）を受託者とする契約型の追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
各ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

継続申込期間：各ファンド　3,000億円を上限とします。
・発行価額の総額とは、受益権１口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た額の累計額をいいます。

### （４）【発行（売出）価格】

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額とは、ファンドの信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た、受益権１口当たりの純資産価額です。基準価額は、便宜上１万口当たりをもって表示されることがあります。
・基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。
・基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、Ａコースは「ＮワールドＡ」、Ｂコースは「ＮワールドＢ」で表記されています。

| |
|---|
| キャピタル・インターナショナル株式会社<br>電話番号　0120-411-447（営業日9：00～17：00）<br>ホームページ　capitalgroup.co.jp |

### （５）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が定めた手数料率（3.3%（税抜3.00%）以内）を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
・販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。
・自動けいぞく投資契約（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
・販売会社によっては、申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社にお問い合わせください。
・販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2019年12月20日から2020年12月17日まで
・継続申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

各ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記までお問い合わせください。

| |
|---|
| キャピタル・インターナショナル株式会社<br>電話番号　0120-411-447（営業日9：00～17：00）<br>ホームページ　capitalgroup.co.jp |

（９）【払込期日】

取得申込者は、取得申込代金を販売会社の指定する期日までに、指定の方法で申込みの販売会社にお支払いください。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
・継続申込期間にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定ファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行なっている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。
・取得申込代金とは、申込金額（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額です。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込代金は、申込みの販売会社にお支払いください。
・販売会社につきましては、前記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

各ファンドの受益権にかかる振替機関は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①申込金額には利息は付利されません。
②日本以外の地域における発行は行ないません。
③各ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機

**関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。**
**各ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。**

# 第二部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

#### （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

**ファンドの目的**
信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

**信託金限度額**
信託金の限度額は、信託約款の規定により各ファンド3,000億円となっております。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

**ファンドの特色**

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、内外の投資信託証券（以下「投資対象ファンド」ということがあります。）に投資を行ない、実質的に世界各国の株式等へ分散投資をすることで信託財産の中長期的な成長を目指します。

  - **投資対象ファンド**
    - ・ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券「キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣｈ－ＪＰＹ）／（クラスＣ）」・・・世界各国の株式等に投資を行ないます。
    - ・追加型証券投資信託「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」・・・ わが国の短期債券等に投資を行ないます。

      ※「Ａコース」の実質投資割合は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣｈ－ＪＰＹ）を高位に維持することを基本とします。

      ※「Ｂコース」の実質投資割合は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）を高位に維持することを基本とします。

  - **投資形態　ファンド・オブ・ファンズ**

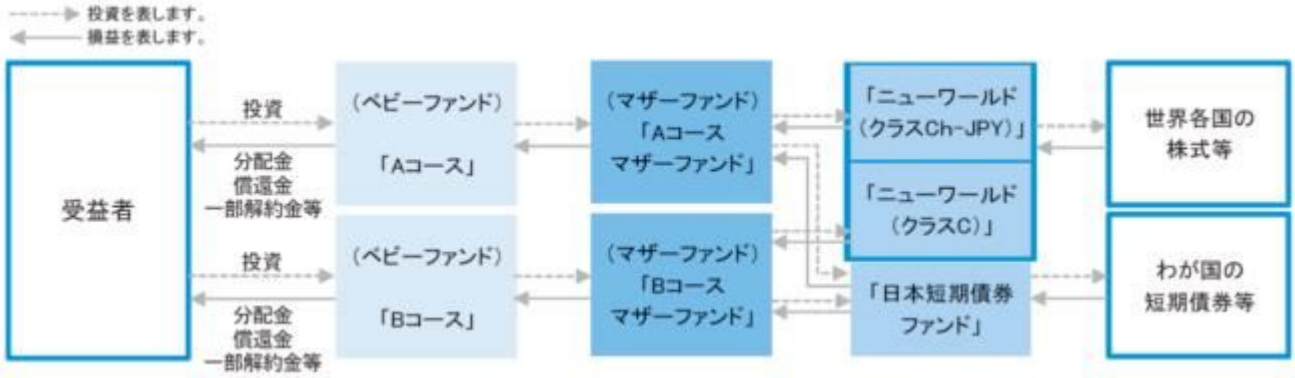


※ファンドの名称は、略称で表示しております。ファンドの正式名称は、以下をご参照ください。また、以下同様に略称でいうことがあります。

| 正式名称 | 略称 |
|---|---|
| キャピタル・ニューワールド・ファンド<br>Ａコース（米ドル売り円買い） | 「Ａコース」 |
| キャピタル・ニューワールド・ファンド<br>Ｂコース（為替ヘッジなし） | 「Ｂコース」 |
| キャピタル・ニューワールド・マザーファンド<br>（米ドル売り円買い） | 「Ａコースマザーファンド」 |
| キャピタル・ニューワールド・マザーファンド<br>（為替ヘッジなし） | 「Ｂコースマザーファンド」 |

| | |
|---|---|
| キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣｈ－ＪＰＹ） | 「ニューワールド（クラスＣｈ－ＪＰＹ）」 |
| キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ） | 「ニューワールド（クラスＣ）」 |
| 日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定） | 「日本短期債券ファンド」 |

● ２つのコースから選択できます。

| | |
|---|---|
| 「Ａコース」 | 実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なう「ニューワールド（クラスＣｈ－ＪＰＹ）」に実質的に投資します。 |
| 「Ｂコース」 | 対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわない「ニューワールド（クラスＣ）」に実質的に投資します。 |

※「Ａコース」「Ｂコース」間でスイッチングが可能です（販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）。

＜ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券の運用の特色は以下のとおりです。＞

● 新興国の成長をとらえる企業の株式等を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。
● キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。
● 複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。

運用体制（運用プロセスの概念図）

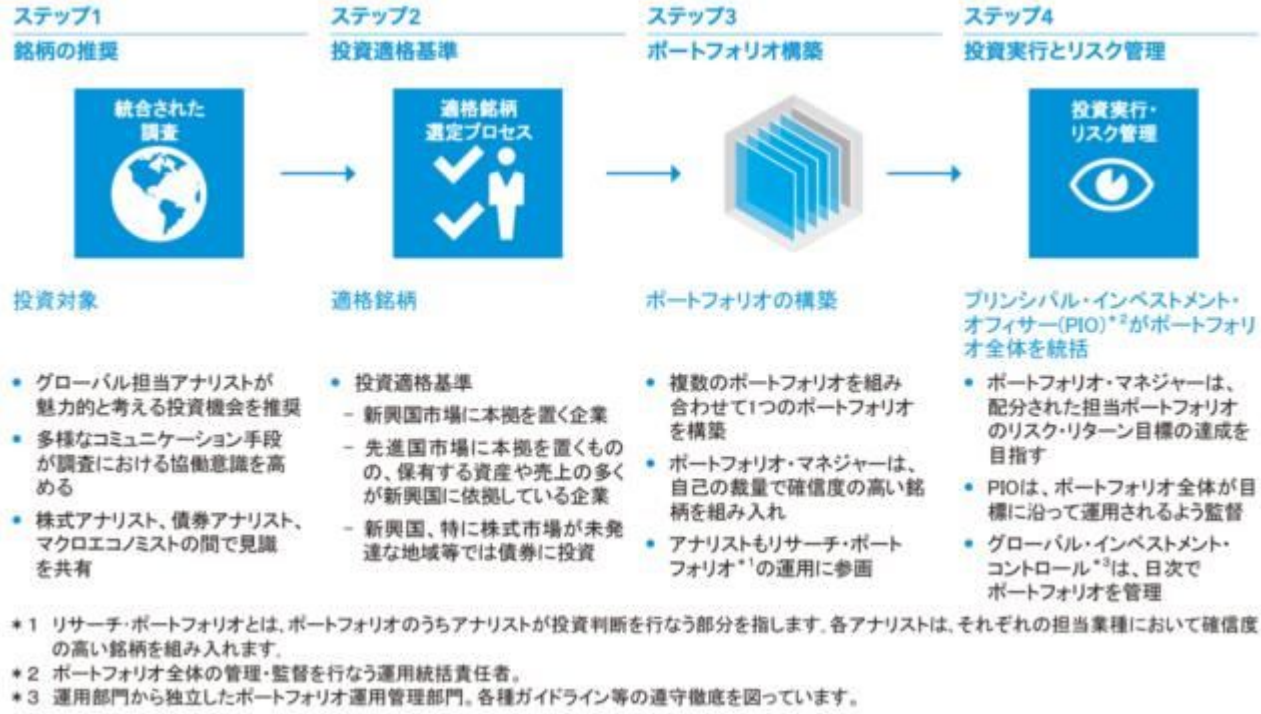


● 「ニューワールド（クラスＣｈ－ＪＰＹ）」は、米ドル売り円買い*の為替取引を行ないます。また、「ニューワールド（クラスＣ）」は原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。

＊米ドル売り円買いとは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことをいいます。従って、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。

商品分類
商品分類表
「Ａコース」「Ｂコース」の商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|---|---|---|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| 追加型 | 海外 | 債券 |
| | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 |
| | | 資産複合 |

※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。
・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
・内外とは「目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
・株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

**属性区分表**

**「Ａコース」「Ｂコース」の属性区分表**

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|---|---|---|---|
| 株式 | 年１回 | グローバル（日本を含む） | ファミリーファンド | あり |
| 一般 | 年２回 | 日本 | | |
| 大型株 | 年４回 | 北米 | | |
| 中小型株 | 年６回（隔月） | 欧州 | | |
| 債券 | 年12回（毎月） | アジア | | |
| 一般 | 日々 | オセアニア | | |
| 公債 | その他 | 中南米 | | |
| 社債 | | アフリカ | | |
| その他債券 | | 中近東（中東） | ファンド・オブ・ファンズ | なし |
| クレジット属性 | | エマージング | | |
| 不動産投信 | | | | |
| その他資産（投資信託証券（株式）） | | | | |
| 資産複合 | | | | |
| 資産配分固定型 | | | | |
| 資産配分変更型 | | | | |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。
・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、各ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、内外の株式を主要投資対象とするためです。
・年１回とは「目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。各ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

（２）【ファンドの沿革】

2017年６月27日　信託契約締結、各ファンドの設定および運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの関係法人

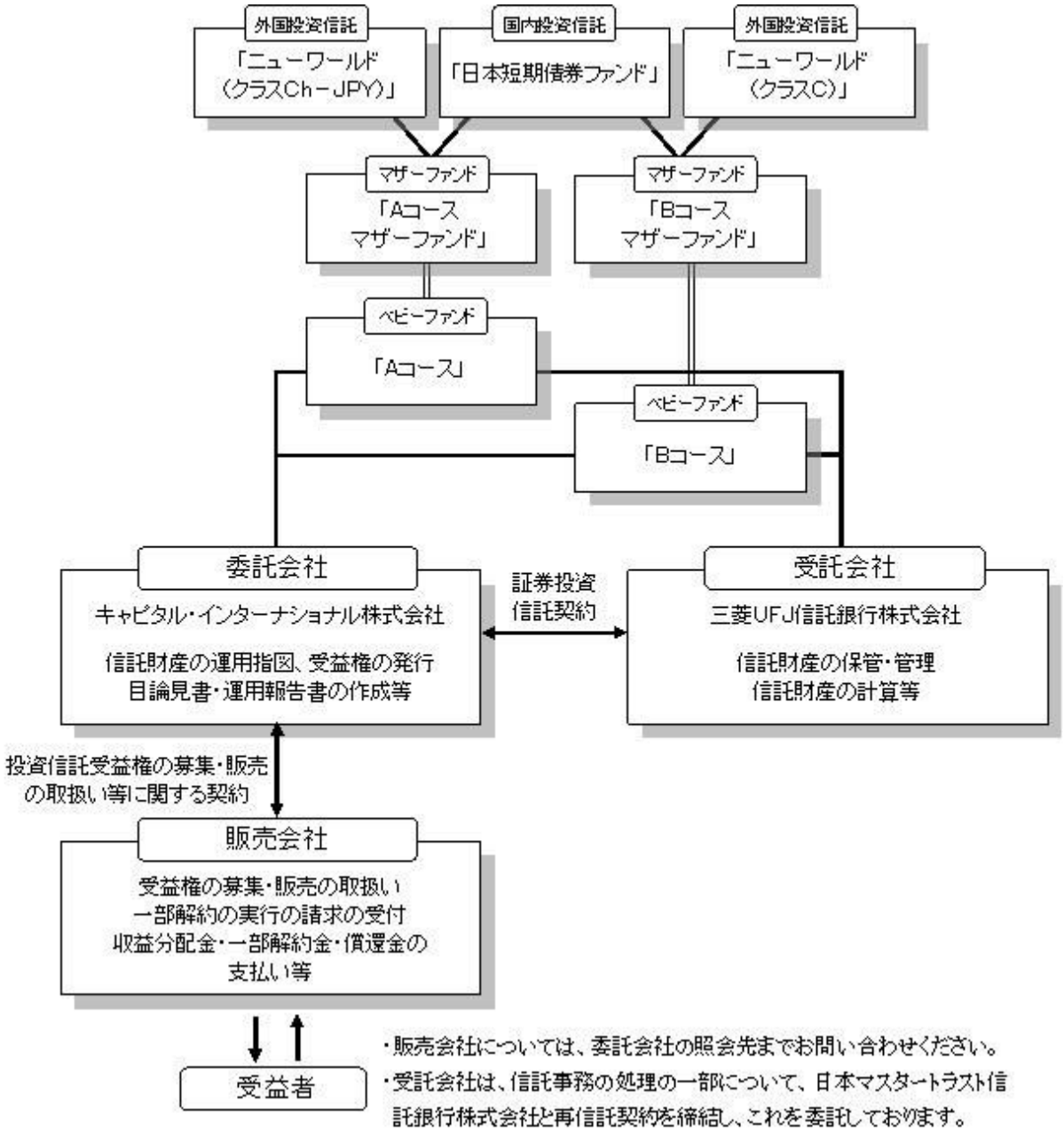


②ファンドに関する契約の概要

a.証券投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

b.投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

③ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行なう仕組みです。

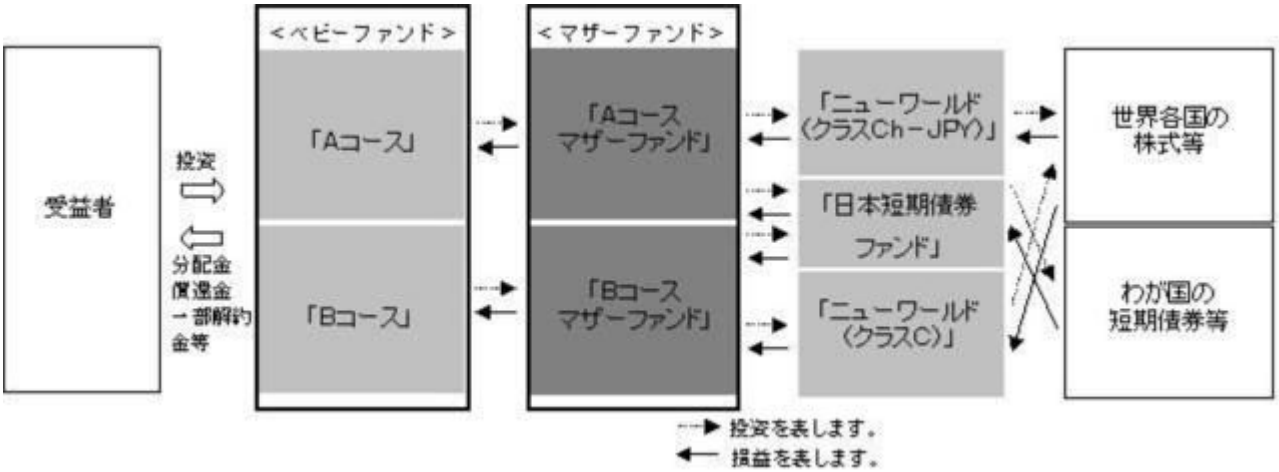


・マザーファンドの運用成果は、ベビーファンドに反映されます。
・委託会社は、マザーファンドに投資を行なう各ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行なうことがあります。2019年12月19日現在、その他のベビーファンドは次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 「Aコースマザーファンド」に投資を行なうその他のベビーファンド | キャピタル・ニューワールド・ファンドF<br>（米ドル売り円買い）<br>2017年10月17日設定 |
| 「Bコースマザーファンド」に投資を行なうその他のベビーファンド | ありません。 |

④委託会社の概況（2019年10月31日現在）

a.名称：キャピタル・インターナショナル株式会社
b.本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内二丁目１番１号　明治安田生命ビル
c.資本金の額：４億5,000万円
d.沿革
1986年3月 キャピタル・インターナショナル株式会社設立
1987年3月 証券投資顧問業者登録
1987年9月 投資一任業務認可取得
2006年2月 投資信託委託業務認可取得
2007年9月 金融商品取引業登録
2008年7月 キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受
e.大株主の状況
株主名：キャピタル・グループ・インターナショナル・インク
住所：アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市
所有株式数：56,400株
所有比率：100%

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

**「Ａコース」の投資方針**

①基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

②銘柄選定の方針

委託会社の属するキャピタル・グループが運用を行なうファンドを中心に投資方針を重視し、運用目的に合致した投資対象ファンドの選定を行ないます。

③運用方法

ａ）投資対象

「Ａコースマザーファンド」を主要投資対象とします。

ｂ）投資態度

「Ａコースマザーファンド」への投資を通じて、世界各国の株式等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、当該マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**「Ｂコース」の投資方針**

①基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

②銘柄選定の方針

委託会社の属するキャピタル・グループが運用を行なうファンドを中心に投資方針を重視し、運用目的に合致した投資対象ファンドの選定を行ないます。

③運用方法

ａ）投資対象

「Ｂコースマザーファンド」を主要投資対象とします。

ｂ）投資態度

「Ｂコースマザーファンド」への投資を通じて、世界各国の株式等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、当該マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※マザーファンドおよびマザーファンドが投資する投資信託証券の投資方針は、（２）投資対象「＜参考情報１＞マザーファンドの投資方針等」および「＜参考情報２＞投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

（２）【投資対象】

**「Ａコース」の投資対象**

①投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

ａ.次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

ハ.金銭債権

ｂ.次の特定資産以外の資産

イ.為替手形

②運用の指図範囲（約款第16条）

ａ.委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「Ａコースマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの
３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

**「Ｂコース」の投資対象**

①投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a.次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券
ロ.約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
ハ.金銭債権

b.次の特定資産以外の資産

イ.為替手形

②運用の指図範囲（約款第16条）

a.委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「Ｂコースマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの
３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、

委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜参考情報１＞マザーファンドの投資方針等

「Ａコースマザーファンド」の投資方針等

（１）投資方針

①主として投資信託証券（「ニューワールド（クラスＣｈ－ＪＰＹ）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

②投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「ニューワールド（クラスＣｈ－ＪＰＹ）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

①投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産

イ.有価証券

ロ.約束手形

ハ.金銭債権

b.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

②運用の指図範囲

a.委託会社は、信託金を、主として、「ニューワールド（クラスＣｈ－ＪＰＹ）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「Ｂコースマザーファンド」の投資方針等

（１）投資方針

①主として投資信託証券（「ニューワールド（クラスＣ）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

②投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「ニューワールド（クラスＣ）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

①投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産
　イ.有価証券
　ロ.約束手形
　ハ.金銭債権
b.次に掲げる特定資産以外の資産
　イ.為替手形

②運用の指図範囲

a.委託会社は、信託金を、主として、「ニューワールド（クラスＣ）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
　１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
　２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの
　３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
　４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
　なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
　１．預金
　２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
　３．コール・ローン
　４．手形割引市場において売買される手形

c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜参考情報２＞投資対象ファンドの概要等

| | |
|---|---|
| ファンド名称 | キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣｈ－ＪＰＹ）／（クラスＣ） |
| 形態 | ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型 |
| 信託期間 | 無期限（2016年10月28日設定） |
| 投資対象 | 世界各国の株式等を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | ・新興国に高い比重をおく企業の株式等を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。<br>・新興国に高い比重をおく非投資適格格付けの債券に投資することがあります。<br>・新興国市場の株式・債券の組入比率は、原則として純資産総額の35%以上とします。<br>※上記の新興国とは、キャピタル･グループが、経済面等を総合的に勘案し、新興国と判断する国です。<br><br>「ニューワールド（クラスCh-JPY）」<br>・実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。<br>「ニューワールド（クラスC）」<br>・原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。<br><br>・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 |

| | |
|---|---|
| 主な投資制限 | ・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。<br>・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。<br>・デリバティブ取引を行なう場合があります。<br>・ストックコネクトを通じて中国のＡ株に投資する場合があります。 |
| 分配方針 | 原則、分配を行ないません。 |
| 決算日 | 毎年12月31日 |
| 運用報酬 | 委託会社報酬中から支弁します。 |
| 投資顧問会社 | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー |

上記は、2019年10月31日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

| | |
|---|---|
| ファンド名称 | 日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定） |
| 形態 | 追加型証券投資信託／契約型 |
| 信託期間 | 無期限（2007年9月26日設定） |
| 投資対象 | 日本短期債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債・金融商品に直接投資することがあります。 |
| 投資態度 | ・日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資します。<br>・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ短期インデックス＊をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。<br>＊ ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ短期インデックスに関する知的財産権は、野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。<br>・日本短期債券マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。<br>・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 |
| 主な投資制限 | ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。<br>・外貨建資産への投資は、行ないません。<br>・有価証券先物取引等を行なうことができます。<br>・スワップ取引は、効率的な運用に資するため行なうことができます。 |
| 分配方針 | 経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。 |
| 決算日 | 毎年７月22日（休業日の場合は翌営業日） |
| 信託報酬 | 純資産総額に対して年率0.13%（税抜）<br>配分（年率／税抜）委託会社：0.10%、販売会社：0.01%、受託会社：0.02% |
| 委託会社 | 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 |
| 受託銀行 | 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 |

上記は、2019年10月31日現在のものであり、今後、委託会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

### （３）【運用体制】

①運用体制

運用に係る意思決定については、委託会社の運用部が統括しており、各ファンドへの投資対象ファンドの組入方針および各ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

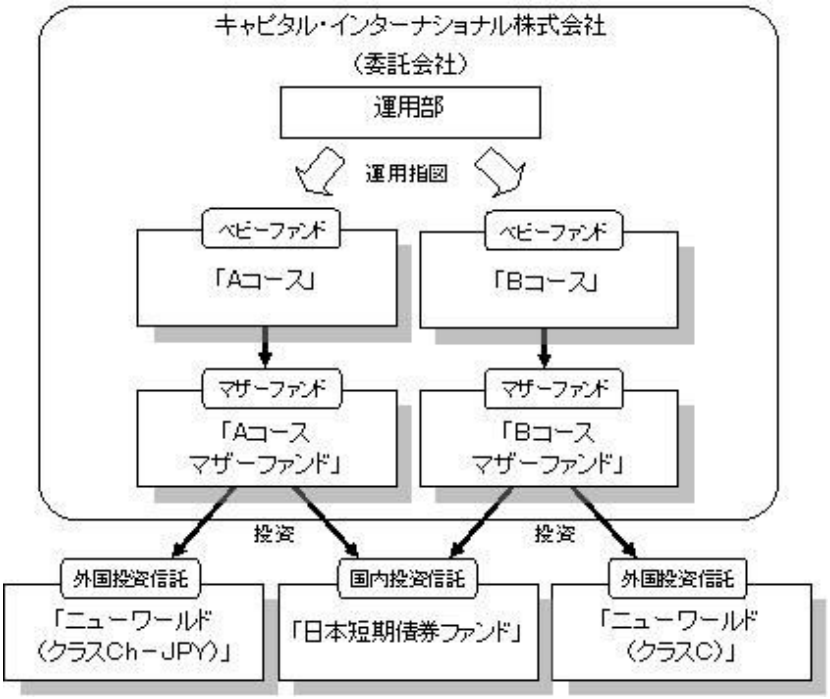


②内部管理体制

内部管理体制につきましては、各ファンドの基本方針に則した適正な運用を行なうべく、オペレーション部門による業務管理およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行ない、適正性の確保に努める体制としております。

また、投資対象ファンドを含む各ファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）でレビューを実施する体制としております。

（参考情報）
キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制（2019年10月31日現在）
運用部（３名）／法務コンプライアンス部（３名）／オペレーション部（６名）
※（　）は、各部において、各ファンドにかかる業務に従事する人数を示します。

③関係法人に関する管理体制

受託会社　業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行ないます。また投資信託受託業務にかかる内部統制報告書を定期的に入手し、レビューを実施します。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適切に遂行されているかの確認を行ないます。

＜参考情報＞

投資対象ファンドにおける運用体制は、次のとおりです。

１．「キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣｈ－ＪＰＹ）／（クラスＣ）」

運用は、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーが行ないます。同社を含むキャピタル・グループの運用体制は、次のとおりです。

投資哲学

「徹底した個別銘柄調査が長期にわたる優れた実績につながる」

徹底した調査を行なうことで市場参加者の誰よりも投資対象の本源的価値を知ることができ、結果として市場を上回る投資成果をあげることができるという確信のもとで運用します。

運用の特徴

キャピタル・グループは創業以来、資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な運用スタッフが長期的な視点からの一貫した運用に努めています。

ひとつのファンドの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で投資判断を行ないます。必ずしも全員の意見が一致する必要性がないことが「アイデア（思考）の分散」につながり、さまざまな投資環境において市場を上回る可能性があると考えています。この複数のポートフォリオ・マネジャーで構

成する運用体制は1958 年から採用されています。
主な特徴は次のとおりです。
・独自の裁量を反映できる
・幅広い分散ができる
・個人評価の明確性が保てる
・運用結果の均一性が保てる
・継続性が保てる

**２．「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」**

運用は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社が行ないます。同社の運用体制は、次のとおりです。
投資環境会議において国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づく投資環境の見通しを策定し、運用戦略委員会にて運用戦略を決定します。各運用部は運用戦略に基づいて運用計画を決定し、担当ファンドマネジャーは運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指図を行ない、トレーディング部は事前チェックを行なったうえで最良執行を目指して売買を行ないます。運用部門は投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているか自律的なチェックを行ない、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また運用部から独立した管理担当部署による各種モニタリング結果が運用管理委員会等を通じてフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。
受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、管理担当部署が体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を行ない、この結果はリスク管理委員会等を通じて経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。
内部監査担当部署は運用、管理等業務全般について、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価し、その評価結果を経営陣に報告する内部監査態勢が構築されています。

※上記は2019年10月31日現在の運用体制等です。運用体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

（４）【分配方針】

**「Ａコース」「Ｂコース」の分配方針等**

①収益分配方針
毎年９月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

a. 分配対象額の範囲は、諸経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金および収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
b. 収益分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行なわないことがあります。
c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②収益の分配方式
信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a. 配当金、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンド受益証券の信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンド受益証券の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の交付

a. 一般コース[＊1]

収益分配金は、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いを開始します。

b. 自動けいぞく投資コース[＊1]

収益分配金は、自動けいぞく投資契約[＊2]（取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った契約をいいます。以下同じ。）により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

＊１ 販売会社によっては、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、コースの名称が異なる場合があります。

＊２ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

（５）【投資制限】

**「Ａコース」「Ｂコース」の投資制限等**

・マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
・投資信託証券への実質投資割合（マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。）には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
・株式への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
・外貨建資産への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
・デリバティブの直接利用は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
・信用リスク集中回避のための投資制限（約款第17条）

①組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

②一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

・公社債の借入（約款第20条）

①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②上記①の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③信託財産の一部解約等の事由により、上記②の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④上記①の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

・資金の借入れ（約款第27条）

①委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②上記①の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等もしくは有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の合計額の範囲内

２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

３．借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％以内

③一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参考情報＞「Ａコースマザーファンド」「Ｂコースマザーファンド」の投資制限等

・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
・株式への直接投資は、行ないません。
・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
・デリバティブ取引は、原則行ないません。
・信用リスク集中回避のための投資制限

①組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

②一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

・公社債の借入

①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②上記①の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③信託財産の一部解約等の事由により、上記②の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④上記①の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

※マザーファンドが投資する投資信託証券の投資制限等は、(2)投資対象「＜参考情報２＞投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

## ３【投資リスク】

各ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて内外の投資信託証券に投資を行ない、値動きのある有価証券等に投資します。このため、各ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

**従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。各ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。**
**投資信託は預貯金と異なります。**

各ファンドの基準価額に影響を及ぼす主な変動要因は、以下のとおりです。

● 価格変動リスク

各ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業や債券等の発行体の業績や信用度、金利の変動、市場の需給関係等を反映して変動します。債券等には元利金の支払遅延および債務不履行等となるリスクもあります。各ファンドが実質的に投資している株式・債券等の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、非投資適格格

付けの債券については、投資適格格付けの債券と比較して、価格が大きく変動する可能性や債券の元利金の支払遅延および支払不履行等が生じるリスクが高いと想定されます。

● 為替変動リスク
「Ａコース」が実質的に投資する「ニューワールド（クラスＣｈ－ＪＰＹ）」は、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。従って、当該外国投資信託証券が保有する実質的な米ドル建て資産については、為替変動の影響は低減されます（ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。）が、当該外国投資信託証券が保有する実質的な米ドル建て以外の資産については、米ドルに対する当該資産通貨の為替変動の影響を受けます。なお、為替取引を行なうにあたり取引コスト（「取引コスト」とは、為替取引を行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差相当分収益が低下します。）がかかります。
「Ｂコース」が実質的に投資する「ニューワールド（クラスＣ）」は、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわないため、為替変動リスクがあります。
新興国通貨の為替相場は短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
これら為替変動の影響は、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

● 金利変動リスク
各ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。経済環境にもよりますが、一般的に株式・債券等は金利が上昇した場合には価格が下落し、金利が低下した場合には価格が上昇する傾向にあり、基準価額の変動要因となります。ただし、その価格変動は経済情勢や企業業績動向等により異なり、また債券の場合には残存期間・発行条件等によっても異なります。

● 信用リスク
株式・債券等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、各ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

● デリバティブに関するリスク
各ファンドが実質的に投資する外国投資信託証券は、デリバティブとよばれる金融派生商品を売買することがあります。当該商品の取引相手の業績悪化（倒産に至る場合も含みます。）等の影響により、予め定められた条件で取引が履行されない、取引の決済の際に反対売買ができない場合等には、ファンドの資産価値が減少し、各ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

● 流動性リスク
有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

● カントリーリスク
投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなることがあります。

● ストックコネクトに関するリスク
各ファンドが実質的に投資する外国投資信託証券は、上海・香港相互株式取引制度および深セン・香港相互株式取引制度（以下「ストックコネクト」ということがあります。）を通じて中国のＡ株に投資する場合があります。ストックコネクトを通じた投資には、取引や決済に関する特有の制限で、意図した取引ができない場合や取引に特有の費用が課される場合、関係市場の休業日の違いやストックコネクトにおける取引停止により、中国本土市場の急変や株価の大幅な変動時に対応できない場合等には、ファンドの資産価値が減少し、各ファ

ンドの基準価額の下落要因となることがあります。
なお、ストックコネクトは近年創設のため、投資者が不利益を被る大きな制度変更が行なわれる可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

● 各ファンドの資産規模にかかる留意点
資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
換金の申し出により、各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口または各ファンドの純資産総額を合計した額が50億円を下回ることになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

● お申込、解約等に関する留意点
取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消すことがあります。

● 収益分配金に関する留意点
決算時に諸経費控除後の配当等収益および売買益等の中から収益分配を行ないますが、これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行なわないことがあります。
投資者の各ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。各ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

● ファミリーファンド方式に関する留意点
各ファンドは、主要投資対象とするマザーファンド（マザーファンドの投資対象ファンドを含む。）が有するリスクを間接的に受けることになります。

● 金融商品取引法第37条の６の規定に関する留意点
各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

● 法令・税制・会計制度等の変更の可能性
法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

＜リスク管理体制＞
委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、以下のとおり独立した組織体制で行なっています。

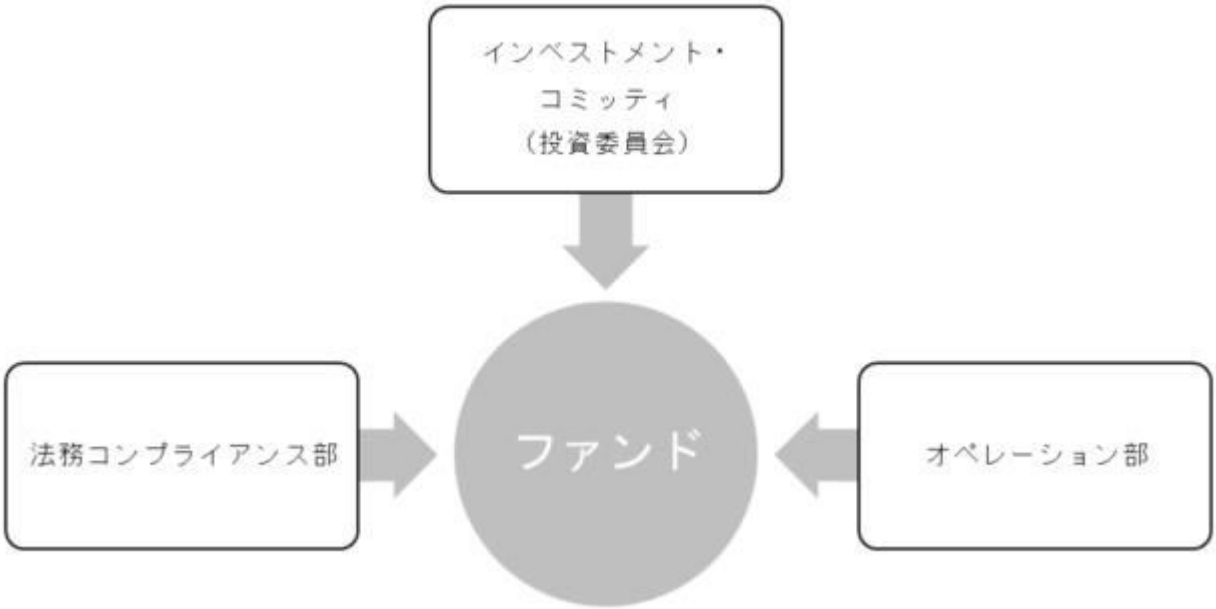


| | |
|---|---|
| インベストメント・コミッティー（投資委員会） | ファンドの実績・運用評価を含むレビューを定期的に行ない、運用内容が投資目的に則しているか確認しております。 |
| 法務コンプライアンス部 | 法務コンプライアンス部にて、日々の運用状況について、ファンドの基本方針および運用計画等に基づくモニタリングを行なうことにより、管理徹底を図っています。 |
| オペレーション部 | 運用部による発注の適正な執行および決済、ファンドの信託財産の正確な計理処理を図り、管理徹底に努めております。 |

＜参考情報＞　投資対象ファンドにおけるリスク管理体制

１．キャピタル・グループのリスク管理体制

（１）ポートフォリオのリスク管理

インベストメント・コミッティー（投資委員会）を定期的に開催し、運用状況のレビューを行ないます。これには、世界の各拠点にいるポートフォリオ・マネジャー、グローバル・インベストメント・コントロール等が参加します。そこで各ファンドの実績・運用評価を定期的に行ない、運用内容が投資目的に沿っているかを確認するとともに、ポートフォリオの保有銘柄についての意見交換を通じ組入れ銘柄の検証を行ないます。

アクティブ運用者として長期的に市場を上回る運用を目標としておりますので、市場全体の動向を示す指数等との乖離は予想されますが、これらを大きく下回った場合は、担当ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオ組替えの討議を行ないます。

（２）リスク管理の徹底

グローバル・インベストメント・コントロール部門が各種投資制限の管理徹底を図っています。

（３）カウンターパーティー・リスク管理

グローバル・カウンターパーティー・アンド・マーケット・オーバーサイト・グループという売買執行におけるブローカー評価組織が有価証券の発注先の評価を行なうことによりリスク管理を行ないます。

＜コンプライアンス＞

①運用の執行前のチェックについては、ポートフォリオ・マネジャーの売買しようとする銘柄が売買可能なものか各種投資制限やグループ内運用規則に反していないかを事前に確認しております。

②売買執行後のチェック等としては、トレーディング部門によって執行された取引に関する情報はすべて各部門間においてシステムを通じて伝達されており、取引先からの約定連絡と一致したことを確認した上で決済指図を行なっており、また決済後にカストディ銀行との残高照合を行なっております。取引情報、決済情報等は委託会社のグループ内のシステムによる自動照合によって管理しております。

## ２．三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の投資リスクに対する管理体制

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行なうとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行なっています。
また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行なうほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。
具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下のとおりです。

①トレーディング担当部署
　有価証券等の売買執行および発注にかかる法令等の遵守および監視・牽制を行ないます。

②コンプライアンス担当部署
　法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行ないます。

③リスク管理担当部署
　運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行ない、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行なっています。

④内部監査担当部署
　同社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行ない、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＜流動性リスクに対する管理体制＞
流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行ない、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

※上記は2019年10月31日現在のリスク管理体制等です。リスク管理体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

### リスクの定量的比較

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

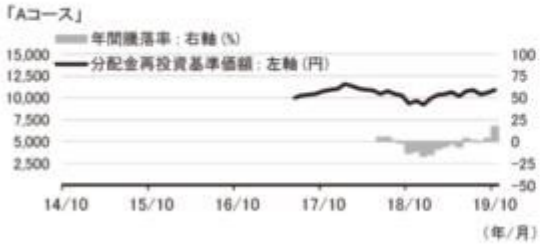


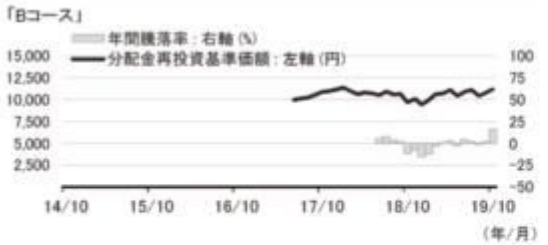


（注1）年間騰落率は、2018年6月から2019年10月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。
（注2）分配金再投資基準価額は、設定日（2017年6月27日）を10,000として指数化しています。
（注3）分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

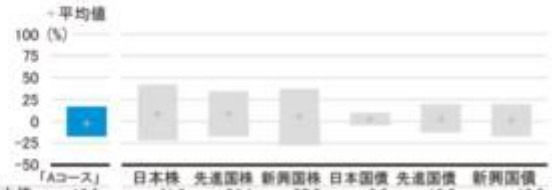


| 「Aコース」 | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 最大値 | 16.9 | 41.9 | 34.1 | 37.2 | 9.3 | 19.3 | 19.3 |
| 最小値 | △ 16.5 | △ 22.0 | △ 17.5 | △ 27.4 | △ 4.0 | △ 12.3 | △ 17.4 |
| 平均値 | △ 2.7 | 8.1 | 9.3 | 5.7 | 2.1 | 2.1 | 1.1 |

（単位：%）

| 「Bコース」 | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 最大値 | 16.1 | 41.9 | 34.1 | 37.2 | 9.3 | 19.3 | 19.3 |
| 最小値 | △ 15.7 | △ 22.0 | △ 17.5 | △ 27.4 | △ 4.0 | △ 12.3 | △ 17.4 |
| 平均値 | △ 0.6 | 8.1 | 9.3 | 5.7 | 2.1 | 2.1 | 1.1 |

（単位：%）

（注1）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
（注2）代表的な資産クラスの騰落率は、2014年11月から2019年10月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
（注3）ファンドの騰落率は、2018年6月から2019年10月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

＜各資産クラスの指数＞
日本株　・・・TOPIX（配当込み）
先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本／円ベース）
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）
※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX（配当込み）を表示しております。
TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（（株）東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、（株）東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、（株）東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）を表示しております。
MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）を表示しております。
MSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス（除く日本／円ベース）を表示しております。
FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）を表示しております。
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

## ４【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が定めた手数料率（3.3%（税抜3.00%）以内）を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。
申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明、情報提供等、ならびに購入に関する事務コスト等の対価として、販売会社にお支払いいただく費用です。
・自動けいぞく投資契約（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
・販売会社によっては、申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。
・各ファンドによるマザーファンドの取得、マザーファンドによる投資対象ファンドの取得に、取得手数料および信託財産留保額はかかりません。

### （２）【換金（解約）手数料】

ありません。
・各ファンドによるマザーファンドの換金、マザーファンドによる投資対象ファンドの換金についても、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

### （３）【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年率1.727%（税抜1.57%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。
信託報酬は、日々計上され、各ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに各ファンドから支払われ、その支払先への配分等は下記のとおりで

す。

| | 委託会社 | 受託会社 | 販売会社 |
|---|---|---|---|
| 役務の内容 | 委託した資金の運用等の対価として | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として |
| 配分（年率／税抜） | 0.80% | 0.02% | 0.75% |

・マザーファンドに信託報酬はかかりません。

＜投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な負担＞

| | |
|---|---|
| 信託報酬 | 年率1.727%（税抜1.57%） |
| 投資対象とする外国投資信託の信託報酬（＊１） | 年率0.00% |
| 投資対象とする国内投資信託の信託報酬（＊２） | 年率0.007%程度 |
| 実質的な負担（＊３） | 年率1.734%程度（税込） |

（＊１）「ニューワールド（クラスＣｈ－ＪＰＹ）」「ニューワールド（クラスＣ）」の投資顧問会社への報酬は、委託会社の報酬中より支払います。このため、当該ファンドに信託報酬はかかりませんが、後記「（４）その他の手数料等」に表示するファンド管理費用（上限年率0.15%）が別途かかります。

（＊２）「日本短期債券ファンド」は、年率0.143%（税抜0.13%）を上限とする信託報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の算出にあたっては、年率0.007%程度と見込み、当該年率を表示しています。

（＊３）各ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

（４）【その他の手数料等】

①以下に定める受託会社が立替えた諸経費および信託事務の処理に要する諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

１．借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息

２．信託財産に関する法定開示のための監査費用

３．信託財産に関する法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成および印刷費用等

４．投資対象ファンドにかかる費用

ｉ　有価証券等の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等の費用等

ii　投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用

②上記１．に定める費用は、委託会社および受託会社で締結される契約に基づき計上されます。

③上記２．および３．に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社が受領できる上記２．および３．に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の５の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

④上記４．ｉに定める費用は、当該投資対象ファンドの運用に係る発注先等との契約に基づき合意した適正な額または料率に基づく額とします。

⑤上記４．ii に定める費用は、外国の法律により設定された投資対象ファンドについては、当該投資対象ファンド設定国における慣行等に鑑みて著しく異ならない範囲の額とします。ただし、当該費用は当該投資対象ファンドの合計純資産額に対して年率10,000分の15を超えないものとします。

各ファンドの申込時、換金時および保有期間中に受益者が直接的または間接的に負担する手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者が各ファンドを保有する期間等に応じて異なるため、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2019年10月31日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご留意ください。
また、2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下と異なる場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜個人受益者に対する課税＞

| 課税対象 | 税率等 |
|---|---|
| 収益分配金のうちの<br>普通分配金 | ・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行なわれ、原則、申告不要制度が適用されます。<br>[2014年１月１日から2037年12月31日まで]<br>20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）<br>[2038年１月１日から]<br>20%（所得税15%、地方税５%）<br>・受益者の選択により、確定申告を行ない、総合課税または申告分離課税を選択することができます。 |
| 一部解約および償還等による<br>譲渡益 | ・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。<br>[2014年１月１日から2037年12月31日まで]<br>20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）<br>[2038年１月１日から]<br>20%（所得税15%、地方税５%）<br>・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。 |

● 繰越控除、損益通算
確定申告による場合･･･換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降３年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。
確定申告によらない場合･･･源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。
● 少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。
少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ」をご利用の場合
「ＮＩＳＡ」および「ジュニアＮＩＳＡ」は、上場株式、公募株式投資信託等にかかる非課税制度です。「ＮＩＳＡ」および「ジュニアＮＩＳＡ」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
● 配当控除制度
各ファンドは、配当控除制度は適用されません。

＜法人受益者に対する課税＞

| 課税対象 | 税率等 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 収益分配金のうちの<br>普通分配金 | ・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。<br>[2014年１月１日から2037年12月31日まで]<br>15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）<br>[2038年１月１日から]<br>15%（所得税15%） |
| 一部解約金および償還金のうちの<br>個別元本超過額 | ・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。<br>[2014年１月１日から2037年12月31日まで]<br>15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）<br>[2038年１月１日から]<br>15%（所得税15%） |

● 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。
● 益金不算入制度
各ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について
・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。
・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配の課税について
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

１．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「元本払戻金（特別分配金）」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が「普通分配金」となります。

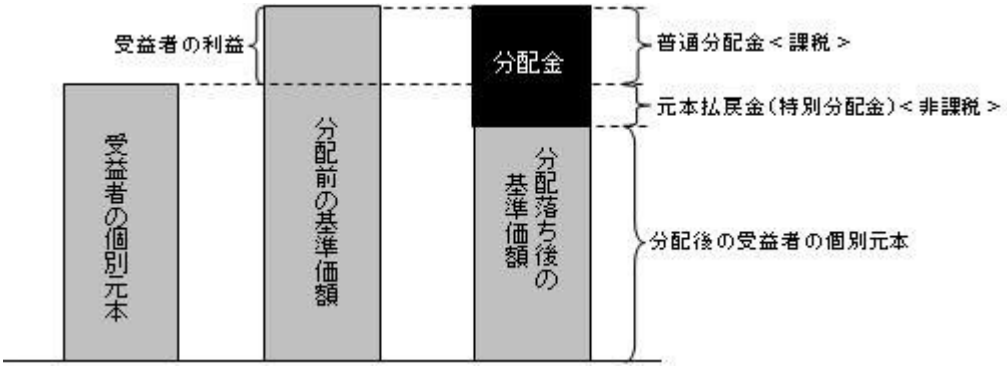


※上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

２．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

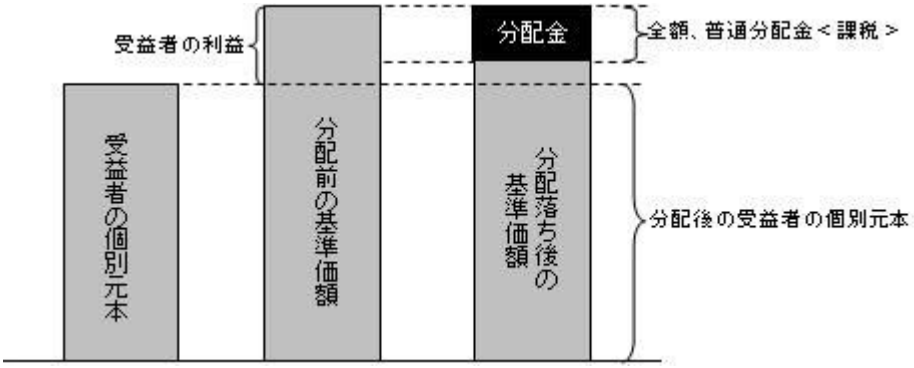


※上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。
（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

## ５【運用状況】

### （１）【投資状況】

**キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）**

2019年10月31日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 3,555,673,237 | 100.13 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | ― | △4,653,409 | △0.13 |
| 合計(純資産総額) | | 3,551,019,828 | 100.00 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

**キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）**

2019年10月31日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 26,889,238,458 | 100.16 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | ― | △45,111,141 | △0.16 |
| 合計(純資産総額) | | 26,844,127,317 | 100.00 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

**（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）**

2019年10月31日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 2,284,600 | 0.04 |
| 投資証券 | ルクセンブルク | 4,558,012,842 | 99.57 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | ― | 17,000,000 | 0.37 |
| 合計(純資産総額) | | 4,577,297,442 | 100.00 |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

2019年10月31日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 17,119,484 | 0.06 |
| 投資証券 | ルクセンブルク | 26,747,951,817 | 99.47 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | ― | 125,000,000 | 0.46 |
| 合計(純資産総額) | | 26,890,071,301 | 100.00 |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）

2019年10月31日現在

| 資産の種類 | 国/地域名 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 株式 | 米国 | 8,529,811,240 | 19.99 |
| | 中国 | 5,483,722,463 | 12.85 |
| | インド | 3,755,111,211 | 8.80 |
| | ブラジル | 3,566,134,331 | 8.36 |
| | フランス | 2,160,320,116 | 5.06 |
| | 日本 | 2,078,261,277 | 4.87 |
| | 香港 | 1,619,524,010 | 3.80 |
| | 英国 | 1,471,644,910 | 3.45 |
| | 台湾 | 973,470,109 | 2.28 |
| | スイス | 896,086,620 | 2.10 |
| | ロシア | 731,870,679 | 1.72 |
| | 韓国 | 696,946,276 | 1.63 |
| | ドイツ | 681,483,003 | 1.60 |
| | オランダ | 652,192,700 | 1.53 |
| | 南アフリカ | 581,996,487 | 1.36 |
| | カナダ | 489,120,489 | 1.15 |
| | オーストラリア | 415,373,648 | 0.97 |
| | デンマーク | 371,968,291 | 0.87 |
| | メキシコ | 358,574,626 | 0.84 |
| | フィリピン | 353,063,899 | 0.83 |
| | スペイン | 323,887,883 | 0.76 |
| | インドネシア | 304,978,029 | 0.71 |
| | イタリア | 224,405,632 | 0.53 |
| | ギリシャ | 170,005,066 | 0.40 |
| | トルコ | 126,709,220 | 0.30 |
| | タイ | 102,288,276 | 0.24 |
| | ベルギー | 73,169,739 | 0.17 |
| | ポルトガル | 68,540,217 | 0.16 |
| | ベトナム | 59,292,022 | 0.14 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | アルゼンチン | 45,111,507 | 0.11 |
| | アラブ首長国連邦 | 44,458,393 | 0.10 |
| | ノルウェー | 41,893,312 | 0.10 |
| | ハンガリー | 39,036,020 | 0.09 |
| | イスラエル | 37,718,633 | 0.09 |
| | スウェーデン | 25,905,186 | 0.06 |
| | フィンランド | 19,695,454 | 0.05 |
| | シンガポール | 18,764,304 | 0.04 |
| | オーストリア | 11,618,771 | 0.03 |
| 債券 | ドミニカ | 115,351,153 | 0.27 |
| | インドネシア | 109,026,569 | 0.26 |
| | アルゼンチン | 86,145,953 | 0.20 |
| | ナイジェリア | 83,005,736 | 0.19 |
| | トルコ | 81,450,383 | 0.19 |
| | ケニア | 69,560,554 | 0.16 |
| | ロシア | 69,460,751 | 0.16 |
| | オマーン | 64,107,757 | 0.15 |
| | ウクライナ | 60,878,107 | 0.14 |
| | エジプト | 60,539,753 | 0.14 |
| | ヨルダン | 45,598,565 | 0.11 |
| | ルーマニア | 45,087,300 | 0.11 |
| | スリランカ | 44,634,889 | 0.10 |
| | パキスタン | 41,288,283 | 0.10 |
| | パナマ | 39,560,042 | 0.09 |
| | イラク | 38,224,637 | 0.09 |
| | ペルー | 37,878,321 | 0.09 |
| | カザフスタン | 36,410,987 | 0.09 |
| | コロンビア | 34,993,668 | 0.08 |
| | 中国 | 34,919,849 | 0.08 |
| | エチオピア | 29,744,258 | 0.07 |
| | ホンジュラス | 27,919,004 | 0.07 |
| | カタール | 24,864,399 | 0.06 |
| | カメルーン | 23,994,053 | 0.06 |
| | ルクセンブルク | 22,654,998 | 0.05 |
| | ガボン | 22,019,344 | 0.05 |
| | チュニジア | 17,838,100 | 0.04 |
| | ブラジル | 16,062,665 | 0.04 |
| | メキシコ | 15,731,020 | 0.04 |
| | ベネズエラ | 14,689,993 | 0.03 |
| | セネガル | 14,433,624 | 0.03 |
| | 米国 | 6,435,955 | 0.02 |
| 銀行預金、その他資産（負債控除後） | | 3,632,158,622 | 8.51 |
| 純資産総額 | | 42,670,823,336 | 100.00 |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## （参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

**日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンド**

**2019年7月22日現在**

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 社債券 | 日本 | 1,809,708,000 | 98.34 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | ― | 30,602,502 | 1.66 |
| 合計(純資産総額) | | 1,840,310,502 | 100.00 |

(注)投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
(注)当該情報は委託会社が入手可能な直近日（2019年7月22日）現在の情報です。

## （２）【投資資産】

### ①【投資有価証券の主要銘柄】

#### キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）

a.上位30銘柄

2019年10月31日現在

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 口数(口) | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 日本 | 親投資信託受益証券 | キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い） | 3,130,545,199 | 1.1133 | 3,485,235,971 | 1.1358 | 3,555,673,237 | 100.13 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2019年10月31日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 100.13 |
| 合計 | 100.13 |

#### キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）

a.上位30銘柄

2019年10月31日現在

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 口数(口) | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 日本 | 親投資信託受益証券 | キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし） | 22,997,980,207 | 1.1338 | 26,075,109,959 | 1.1692 | 26,889,238,458 | 100.16 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2019年10月31日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 100.16 |
| 合計 | 100.16 |

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）

a.上位30銘柄

2019年10月31日現在

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 口数(口) | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ルクセンブルク | 投資証券 | キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスCh-JPY） | 3,203,101.084 | 1,394.97 | 4,468,229,919 | 1,423 | 4,558,012,842 | 99.57 |
| 2 | 日本 | 投資信託受益証券 | 日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定） | 2,166,730 | 1.0555 | 2,286,983 | 1.0544 | 2,284,600 | 0.04 |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2019年10月31日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 0.04 |
| 投資証券 | 99.57 |
| 合計 | 99.62 |

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

a.上位30銘柄

2019年10月31日現在

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 口数(口) | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ルクセンブルク | 投資証券 | キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ） | 18,012,088.766 | 1,440 | 25,937,407,823 | 1,485 | 26,747,951,817 | 99.47 |
| 2 | 日本 | 投資信託受益証券 | 日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定） | 16,236,233 | 1.0555 | 17,137,343 | 1.0544 | 17,119,484 | 0.06 |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2019年10月31日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 0.06 |
| 投資証券 | 99.47 |
| 合計 | 99.53 |

## （参考）キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）

### 上位30銘柄

2019年10月31日現在

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 業種 | 株数 | 評価単価（現地通貨）（上段）<br>通貨(下段) | 評価金額（円） | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | RELIANCE INDUSTRIES LTD | インド | エネルギー | 394,475 | 1479.1<br>インド・ルピー | 895,718,644 | 2.10 |
| 2 | MICROSOFT CORP | 米国 | 情報技術 | 49,973 | 144.61<br>米ドル | 786,578,790 | 1.84 |
| 3 | KOTAK MAHINDRA BANK LTD | インド | 金融 | 313,056 | 1578.9<br>インド・ルピー | 758,806,860 | 1.78 |
| 4 | TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO | 台湾 | 情報技術 | 677,670 | 299.5<br>台湾ドル | 724,831,578 | 1.70 |
| 5 | ALIBABA GROUP HOLDING LTD ADR | 中国 | 一般消費財・サービス | 34,820 | 177.53<br>米ドル | 672,835,664 | 1.58 |
| 6 | AIA GROUP LTD | 香港 | 金融 | 600,637 | 76.7<br>香港ドル | 639,632,224 | 1.50 |
| 7 | HDFC BANK LTD | インド | 金融 | 314,120 | 1248.35<br>インド・ルピー | 601,986,215 | 1.41 |
| 8 | MASTERCARD INC CL A | 米国 | 情報技術 | 18,866 | 277.15<br>米ドル | 569,119,147 | 1.33 |
| 9 | TENCENT HOLDINGS LTD | 中国 | コミュニケーション・サービス | 123,815 | 316.2<br>香港ドル | 543,573,175 | 1.27 |
| 10 | ALPHABET INC CL C | 米国 | コミュニケーション・サービス | 3,836 | 1261.29<br>米ドル | 526,625,682 | 1.23 |
| 11 | FACEBOOK INC CL A | 米国 | コミュニケーション・サービス | 25,244 | 188.25<br>米ドル | 517,251,359 | 1.21 |
| 12 | AIRBUS SE (BEARER) | フランス | 資本財・サービス | 31,006 | 129.98<br>ユーロ | 488,801,905 | 1.15 |
| 13 | ENN ENERGY HOLDINGS LTD | 中国 | 公益事業 | 410,400 | 84.65<br>香港ドル | 482,344,359 | 1.13 |
| 14 | PAGSEGURO DIGITAL LTD CL A | ブラジル | 情報技術 | 108,742 | 37.97<br>米ドル | 449,413,793 | 1.05 |
| 15 | PETROLEO BRASILEIRO ON ADR (PETROBRAS) | ブラジル | エネルギー | 225,961 | 16.24<br>米ドル | 399,418,335 | 0.94 |
| 16 | B3 SA - BRASIL BOLSA BALCAO | ブラジル | 金融 | 274,675 | 48.5<br>ブラジル・レアル | 363,724,152 | 0.85 |
| 17 | CHINA GAS HOLDINGS LTD | 中国 | 公益事業 | 811,367 | 32.15<br>香港ドル | 362,177,284 | 0.85 |
| 18 | BROADCOM INC | 米国 | 情報技術 | 11,134 | 290.24<br>米ドル | 351,736,118 | 0.82 |
| 19 | SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD COM | 韓国 | 情報技術 | 74,439 | 50400<br>韓国ウォン | 349,590,423 | 0.82 |
| 20 | キーエンス | 日本 | 情報技術 | 4,900 | 67400<br>日本円 | 330,260,000 | 0.77 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 21 | LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE | フランス | 一般消費財・サービス | 6,966 | 384.45 ユーロ | 324,813,410 | 0.76 |
| 22 | MICRON TECHNOLOGY INC | 米国 | 情報技術 | 61,892 | 47.88 米ドル | 322,550,071 | 0.76 |
| 23 | STONECO LTD CL A | ブラジル | 情報技術 | 77,820 | 36.53 米ドル | 309,420,713 | 0.73 |
| 24 | MERCADOLIBRE INC | 米国 | 一般消費財・サービス | 5,155 | 551.05 米ドル | 309,191,937 | 0.72 |
| 25 | ASML HOLDING NV | オランダ | 情報技術 | 10,432 | 237.5 ユーロ | 300,498,154 | 0.70 |
| 26 | CCR SA ON | ブラジル | 資本財・サービス | 658,777 | 16.7 ブラジル・レアル | 300,376,649 | 0.70 |
| 27 | NESTLE SA | スイス | 生活必需品 | 25,722 | 105.86 スイス・フラン | 299,461,873 | 0.70 |
| 28 | ASTRAZENECA PLC (GBP) | 英国 | ヘルスケア | 27,947 | 75.8 英ポンド | 297,430,669 | 0.70 |
| 29 | SBERBANK OF RUSSIA PJSC ADR (PK SHEETS) | ロシア | 金融 | 180,399 | 14.98 米ドル | 294,140,227 | 0.69 |
| 30 | VISA INC CL A | 米国 | 情報技術 | 14,755 | 179.25 米ドル | 287,876,930 | 0.67 |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

## （参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンドの投資有価証券の明細

2019年7月22日現在

| 国名 | 銘柄名 | 利率（%） | 償還日 | 種類 | 額面（千円） | 評価額 | | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 単価（円） | 金額（円） | |
| 日本 | 第4回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債（2014） | 0.425 | 2019/11/28 | 社債券 | 100,000 | 100.111 | 100,111,000 | 5.44 |
| 日本 | 第2回マラヤン・バンキング・ベルハッド円貨社債（2015） | 0.509 | 2020/4/30 | 社債券 | 100,000 | 100.236 | 100,236,000 | 5.45 |
| 日本 | 第19回ルノー円貨社債（2017） | 0.36 | 2020/7/6 | 社債券 | 100,000 | 99.774 | 99,774,000 | 5.42 |
| 日本 | 第11回ウエストパック・バンキング・コーポレーション円貨社債（2016） | 0.3 | 2021/1/22 | 社債券 | 100,000 | 100.271 | 100,271,000 | 5.45 |
| 日本 | 第8回ケーティー円貨社債（2018） | 0.3 | 2020/11/13 | 社債券 | 100,000 | 100.069 | 100,069,000 | 5.44 |
| 日本 | 第527回関西電力（一般担保付） | 0.28 | 2024/4/25 | 社債券 | 100,000 | 100.424 | 100,424,000 | 5.46 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 第50回日本電気（社債間限定同順位特約付） | 0.29 | 2022/6/15 | 社債券 | 100,000 | 100.375 | 100,375,000 | 5.45 |
| 日本 | 第31回ソニー | 0.23 | 2021/9/17 | 社債券 | 100,000 | 100.247 | 100,247,000 | 5.45 |
| 日本 | 第1回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(社債間限定同順位特約付) | 0.12 | 2020/10/30 | 社債券 | 100,000 | 100.108 | 100,108,000 | 5.44 |
| 日本 | 第22回あおぞら銀行(社債間限定同順位特約付) | 0.1 | 2021/12/10 | 社債券 | 100,000 | 99.93 | 99,930,000 | 5.43 |
| 日本 | 第28回三菱東京ＵＦＪ銀行（劣後特約付） | 1.56 | 2021/1/20 | 社債券 | 100,000 | 102.123 | 102,123,000 | 5.55 |
| 日本 | 第6回りそな銀行（劣後特約付） | 2.084 | 2020/3/4 | 社債券 | 100,000 | 101.227 | 101,227,000 | 5.50 |
| 日本 | 第23回三井住友銀行（劣後特約付） | 1.61 | 2020/12/17 | 社債券 | 100,000 | 102.105 | 102,105,000 | 5.55 |
| 日本 | 第5回イオンフィナンシャルサービス（社債間限定同順位特約付） | 0.23 | 2022/5/27 | 社債券 | 100,000 | 100.087 | 100,087,000 | 5.44 |
| 日本 | 第75回アコム（特定社債間限定同順位特約付） | 0.309 | 2023/2/28 | 社債券 | 100,000 | 100.127 | 100,127,000 | 5.44 |
| 日本 | 第27回大和証券グループ本社（社債間限定同順位特約付） | 0.4 | 2023/4/25 | 社債券 | 100,000 | 100.752 | 100,752,000 | 5.47 |
| 日本 | 第44回野村ホールディングス | 0.723 | 2021/2/25 | 社債券 | 100,000 | 100.977 | 100,977,000 | 5.49 |
| 日本 | 第29回相鉄ホールディングス（相模鉄道株式会社保証付） | 0.91 | 2020/6/25 | 社債券 | 100,000 | 100.765 | 100,765,000 | 5.48 |

（注）投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。
（注）当該情報は委託会社が入手可能な直近日（2019年7月22日）現在の情報です。

②【投資不動産物件】

キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）
該当事項はありません。

キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）
該当事項はありません。

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）

| 期 | 純資産総額（円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1期　(2017年 9月20日) | 12,157,514,912 | 12,157,514,912 | 1.0629 | 1.0629 |
| 第2期　(2018年 9月20日) | 10,691,885,740 | 10,691,885,740 | 1.0184 | 1.0184 |
| 第3期　(2019年 9月20日) | 3,833,121,208 | 3,833,121,208 | 1.0700 | 1.0700 |
| 2018年10月末日 | 8,299,378,192 | ― | 0.9317 | ― |
| 11月末日 | 7,860,991,901 | ― | 0.9685 | ― |
| 12月末日 | 6,978,793,348 | ― | 0.9204 | ― |
| 2019年 1月末日 | 6,941,763,719 | ― | 0.9899 | ― |
| 2月末日 | 6,690,420,313 | ― | 1.0322 | ― |
| 3月末日 | 6,207,067,223 | ― | 1.0417 | ― |
| 4月末日 | 5,637,170,176 | ― | 1.0658 | ― |
| 5月末日 | 4,964,581,194 | ― | 1.0161 | ― |
| 6月末日 | 4,645,470,900 | ― | 1.0766 | ― |
| 7月末日 | 4,256,095,230 | ― | 1.0888 | ― |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 8月末日 | 3,824,607,021 | — | 1.0401 | — |
| 9月末日 | 3,717,928,617 | — | 1.0603 | — |
| 10月末日 | 3,551,019,828 | — | 1.0894 | — |

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）

| 期 | 純資産総額（円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1期 (2017年 9月20日) | 100,515,993,513 | 100,515,993,513 | 1.0613 | 1.0613 |
| 第2期 (2018年 9月20日) | 86,902,937,284 | 86,902,937,284 | 1.0470 | 1.0470 |
| 第3期 (2019年 9月20日) | 27,566,065,906 | 27,566,065,906 | 1.0902 | 1.0902 |
| 2018年10月末日 | 65,881,483,362 | — | 0.9668 | — |
| 11月末日 | 62,668,584,824 | — | 1.0108 | — |
| 12月末日 | 55,315,054,468 | — | 0.9433 | — |
| 2019年 1月末日 | 54,171,994,031 | — | 0.9989 | — |
| 2月末日 | 52,411,221,162 | — | 1.0636 | — |
| 3月末日 | 46,451,667,995 | — | 1.0723 | — |
| 4月末日 | 41,875,325,714 | — | 1.1106 | — |
| 5月末日 | 36,248,828,685 | — | 1.0424 | — |
| 6月末日 | 33,753,562,963 | — | 1.0884 | — |
| 7月末日 | 30,528,118,517 | — | 1.1118 | — |
| 8月末日 | 27,156,031,393 | — | 1.0431 | — |
| 9月末日 | 26,848,206,693 | — | 1.0806 | — |
| 10月末日 | 26,844,127,317 | — | 1.1222 | — |

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）

| 期 | 計算期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---|---|---|
| 第1期 | 2017年 6月27日～2017年 9月20日 | 0 |
| 第2期 | 2017年 9月21日～2018年 9月20日 | 0 |
| 第3期 | 2018年 9月21日～2019年 9月20日 | 0 |

キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）

| 期 | 計算期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---|---|---|
| 第1期 | 2017年 6月27日～2017年 9月20日 | 0 |

| | | |
|---|---|---|
| 第2期 | 2017年 9月21日～2018年 9月20日 | 0 |
| 第3期 | 2018年 9月21日～2019年 9月20日 | 0 |

③【収益率の推移】

キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）

| 期 | 計算期間 | 収益率（%） |
|---|---|---|
| 第1期 | 2017年 6月27日～2017年 9月20日 | 6.3 |
| 第2期 | 2017年 9月21日～2018年 9月20日 | △4.2 |
| 第3期 | 2018年 9月21日～2019年 9月20日 | 5.1 |

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）

| 期 | 計算期間 | 収益率（%） |
|---|---|---|
| 第1期 | 2017年 6月27日～2017年 9月20日 | 6.1 |
| 第2期 | 2017年 9月21日～2018年 9月20日 | △1.3 |
| 第3期 | 2018年 9月21日～2019年 9月20日 | 4.1 |

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

| 期 | 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済口数（口） |
|---|---|---|---|---|
| 第1期 | 2017年 6月27日～2017年 9月20日 | 11,469,660,920 | 31,852,697 | 11,437,808,223 |
| 第2期 | 2017年 9月21日～2018年 9月20日 | 3,563,413,858 | 4,502,910,063 | 10,498,312,018 |
| 第3期 | 2018年 9月21日～2019年 9月20日 | 19,059,674 | 6,934,958,838 | 3,582,412,854 |

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

| 期 | 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済口数（口） |
|---|---|---|---|---|
| 第1期 | 2017年 6月27日～2017年 9月20日 | 94,867,756,643 | 161,520,616 | 94,706,236,027 |
| 第2期 | 2017年 9月21日～2018年 9月20日 | 25,844,258,312 | 37,551,744,564 | 82,998,749,775 |
| 第3期 | 2018年 9月21日～2019年 9月20日 | 138,510,918 | 57,852,970,956 | 25,284,289,737 |

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

≪参考情報≫

2019年10月31日現在

基準価額・純資産の推移（設定～2019年10月31日）

「Aコース」

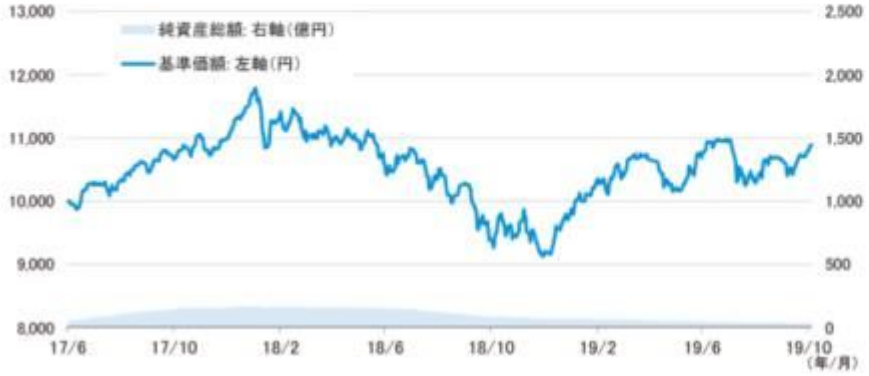


分配金の推移

| | | |
|---|---|---|
| 第3期 | 2019年9月 | 0円 |
| 第2期 | 2018年9月 | 0円 |
| 第1期 | 2017年9月 | 0円 |
| | 設定来累計 | 0円 |

分配金は1万口当たり、税引前

「Bコース」

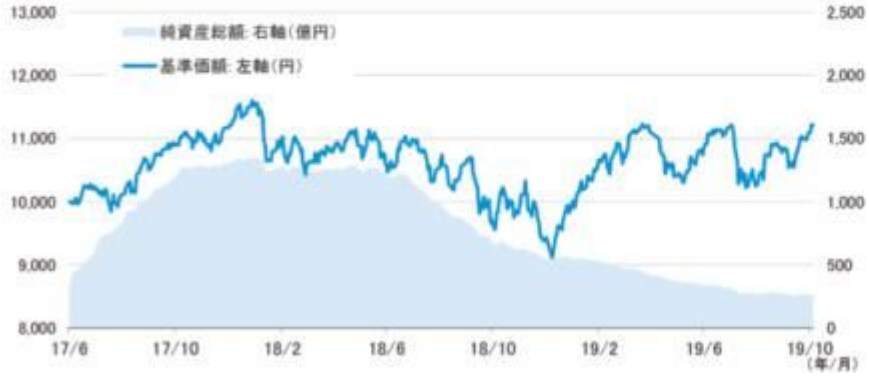


| | | |
|---|---|---|
| 第3期 | 2019年9月 | 0円 |
| 第2期 | 2018年9月 | 0円 |
| 第1期 | 2017年9月 | 0円 |
| | 設定来累計 | 0円 |

分配金は1万口当たり、税引前

## 主要な資産の状況（2019年10月31日現在）

「Aコース」

＜「Aコースマザーファンド」の主要な資産の状況＞

| 順位 | 銘柄名 | 投資比率(%) |
|---|---|---|
| 1 | 「ニューワールド(クラスCh-JPY)」 | 99.57 |
| 2 | 「日本短期債券ファンド」 | 0.04 |

「Bコース」

＜「Bコースマザーファンド」の主要な資産の状況＞

| 順位 | 銘柄名 | 投資比率(%) |
|---|---|---|
| 1 | 「ニューワールド(クラスC)」 | 99.47 |
| 2 | 「日本短期債券ファンド」 | 0.06 |

＜各コースが実質的に投資するキャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等＞

(2019年10月31日現在)

上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 国名/地域名 | 業種名 | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|
| 1 | Reliance Industries | インド | エネルギー | 2.10 |
| 2 | TSMC | 台湾 | 情報技術 | 1.88 |
| 3 | Microsoft | 米国 | 情報技術 | 1.84 |
| 4 | Kotak Mahindra Bank | インド | 金融 | 1.78 |
| 5 | Alphabet | 米国 | コミュニケーション・サービス | 1.59 |
| 6 | Alibaba Group | 中国 | 一般消費財・サービス | 1.58 |
| 7 | HDFC Bank | インド | 金融 | 1.52 |
| 8 | AIA Group | 香港 | 金融 | 1.50 |
| 9 | Mastercard Inc | 米国 | 情報技術 | 1.33 |
| 10 | Tencent | 中国 | コミュニケーション・サービス | 1.27 |

※ キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）/（為替ヘッジなし）の主要投資対象であるルクセンブルク籍円建外国投資信託証券「キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)」の資産状況です。業種についてはGICS分類に基づいています。

資産別構成比率

| 資産の種類 | 投資比率(%) |
|---|---|
| 株式 | 88.13 |
| 債券 | 3.36 |
| 現金・その他 | 8.51 |

国別構成比率

| 国名 | 投資比率(%) |
|---|---|
| 米国 | 20.00 |
| 中国 | 12.93 |
| インド | 8.80 |
| ブラジル | 8.39 |
| フランス | 5.06 |
| その他国 | 36.29 |
| 現金・その他 | 8.51 |

通貨別構成比率

| 通貨名 | 投資比率(%) |
|---|---|
| 米ドル | 33.84 |
| 香港ドル | 10.47 |
| ユーロ | 10.36 |
| インド・ルピー | 8.09 |
| 日本円 | 4.87 |
| その他通貨 | 23.85 |
| 現金・その他 | 8.51 |

年間収益率の推移

各ファンドにはベンチマークはありません。
各ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出。
2017年は設定日（2017年6月27日）から年末までの、2019年は年初から10月末までの収益率を表示。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第２【管理及び運営】

### １【申込（販売）手続等】

（１）取得の申込みは、販売会社で受付けます。
・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

| |
|---|
| キャピタル・インターナショナル株式会社<br>電話番号　0120-411-447（営業日9：00～17：00）<br>ホームページ　capitalgroup.co.jp |

（２）取得の申込みの受付は、申込不可日（＊１）を除く販売会社の営業日（＊２）に行なわれます。
（＊１）申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）に掲載します。
（＊２）原則として、午後３時までに取得の申込みが行なわれ、かつ当該申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

・委託会社は、取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情等があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。

・取得申込者は、販売会社に取得のお申込みと同時にまたは予め、自己のために開設された各ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（３）収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と収益の分配時に分配金を無手数料で再投資するコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の２つのコースがありますので、取得の申込みを行なう投資家は、申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。

・販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得の申込みを取扱う場合があります。また、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、コースの名称が異なる場合、取得申込後のコース変更ができない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

・自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款（販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。）に基づく契約を締結していただきます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（４）申込単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、１口単位で取得することができます。

（５）申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。

（６）申込手数料がかかります。

・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、当該申込手数料はかかりません。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（７）「Ａコース」「Ｂコース」間でスイッチングが可能です。

・申込不可日には、スイッチングの申込みはできません。

・スイッチングによる換金の場合においても、通常の換金と同様に、課税対象となります。

・販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

（１）換金の申込みは、販売会社で受付けます。

・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

| |
|---|
| キャピタル・インターナショナル株式会社<br>電話番号　0120-411-447（営業日9：00～17：00）<br>ホームページ　capitalgroup.co.jp |

（２）換金の申込みの受付は、申込不可日（＊１）を除く販売会社の営業日（＊２）に行なわれます。

（＊１）申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）に掲載します。

（＊２）原則として、午後３時までに換金の申込みが行なわれ、かつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの換金の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付を取消すことができます。なお、換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受付けたものとして、下記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、１日１件10億円を超える換金は行なえません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金の申込みを制限する場合があります。

・換金の申込みを行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

（３）換金単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（４）換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。

（５）換金手数料は、かかりません。

（６）換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して５営業日目から販売会社でお支払いします。

お申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

## ３【資産管理等の概要】

### （１）【資産の評価】

①基準価額の計算

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（１万口当たり）は、毎営業日に算出されます。

②有価証券等の評価基準および評価方法等

マザーファンドについては、基準価額で評価します。

外貨建資産については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

為替予約取引については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

（主要投資対象ファンドにおける評価方法等）

主要投資対象ファンドについては、原則として、計算時に知りうる直近の日の時価で評価しております。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行なわれることもあります。

③基準価額の照会方法

基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、Ａコースは「ＮワールドＡ」、Ｂコース

は「ＮワールドＢ」で表記されています。

| |
|---|
| キャピタル・インターナショナル株式会社<br>電話番号　0120-411-447（営業日9：00～17：00）<br>ホームページ　capitalgroup.co.jp |

④運用報告書

委託会社は、９月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2017年６月27日から、原則として、無期限です。ただし、後記（５）の①のa.、②のa.、③のa.および⑤のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として毎年９月21日から翌年９月20日までとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2017年９月20日までとし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。
上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①信託契約の解約（繰上償還）

a.委託会社は、信託期間中において、各ファンドを繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、または換金により各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50 億口または各ファンドの純資産総額を合計した額が50 億円を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、各ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c.上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および各ファンドの信託財産に各ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

e.上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドの信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定する各ファンドの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

a.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

b.委託会社は、監督官庁の命令に基づいて各ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定に従います。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

a.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

b.上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記⑥の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b.委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本a.によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

b.委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更等

a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、各ファンドの信託約款を変更することまたは各ファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、各ファンドの信託約款は本⑥に掲げる以外の方法によって変更することができないものとします。

b.委託会社は、上記a.の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、各ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c.上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および各ファンドの信託財産に各ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

e.書面決議の効力は、各ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

f.上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドの信託約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g.上記a.からf.までの規定にかかわらず、各ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

各ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われる

こととなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑧公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載されます。

⑨関係法人との契約の更改に関する手続

a.受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行なうことができます。

b.販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

⑩他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

a.他の受益者の氏名または名称および住所

b.他の受益者が有する受益権の内容

⑪信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

## ４【受益者の権利等】

各ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して５営業日までの間に支払いを開始するものとし、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して５営業日までの間に支払いを開始するものとし、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「２　換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）繰上償還および重大な信託約款の変更等にかかる議決権

受益者は、委託会社が繰上償還または重大な信託約款の変更等を行なう場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

（５）反対受益者の受益権買取請求の不適用

各ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約を

**することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投信法第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。**

**（６）帳簿閲覧・謄写請求権**

**受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。**

## 第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3計算期間（2018年9月21日から2019年9月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### １【財務諸表】

## 【キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）】

### （１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第2期<br>2018年9月20日現在 | 第3期<br>2019年9月20日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 260,543,255 | 64,307,102 |
| 親投資信託受益証券 | 10,666,357,687 | 3,827,020,259 |
| 未収入金 | 78,000,000 | 15,200,000 |
| 流動資産合計 | 11,004,900,942 | 3,906,527,361 |
| 資産合計 | 11,004,900,942 | 3,906,527,361 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 187,610,513 | 30,720,853 |
| 未払受託者報酬 | 1,584,357 | 534,523 |
| 未払委託者報酬 | 122,787,565 | 41,425,143 |
| 未払利息 | 713 | 176 |
| その他未払費用 | 1,032,054 | 725,458 |
| 流動負債合計 | 313,015,202 | 73,406,153 |
| 負債合計 | 313,015,202 | 73,406,153 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 10,498,312,018 | 3,582,412,854 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 193,573,722 | 250,708,354 |
| 元本等合計 | 10,691,885,740 | 3,833,121,208 |
| 純資産合計 | 10,691,885,740 | 3,833,121,208 |
| 負債純資産合計 | 11,004,900,942 | 3,906,527,361 |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第2期<br>自　2017年9月21日<br>至　2018年9月20日 | 第3期<br>自　2018年9月21日<br>至　2019年9月20日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | △291,089,798 | 246,876,572 |
| その他収益 | - | 850 |
| 営業収益合計 | △291,089,798 | 246,877,422 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 69,464 | 39,998 |
| 受託者報酬 | 3,219,274 | 1,367,876 |
| 委託者報酬 | 249,493,197 | 106,010,170 |
| その他費用 | 2,052,117 | 1,623,237 |
| 営業費用合計 | 254,834,052 | 109,041,281 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △545,923,850 | 137,836,141 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △545,923,850 | 137,836,141 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △545,923,850 | 137,836,141 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △49,628,137 | △46,828,731 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 719,706,689 | 193,573,722 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 265,626,080 | 172,538 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 265,626,080 | 172,538 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 295,463,334 | 127,702,778 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 295,463,334 | 127,702,778 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 193,573,722 | 250,708,354 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 第2期<br>2018年9月20日現在 | 第3期<br>2019年9月20日現在 |
|---|---|---|
| １．　当該計算期間の末日における受益権の総数 | 10,498,312,018口 | 3,582,412,854口 |
| ２．　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 1口当たり純資産額　1.0184円<br>(1万口当たり純資産額)　(10,184円) | 1口当たり純資産額　1.0700円<br>(1万口当たり純資産額)　(10,700円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期
自　2017年9月21日
至　2018年9月20日

分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | －円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | B | －円 |
| 収益調整金額 | C | 126,942,481円 |
| 分配準備積立金額 | D | 403,434,467円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 530,376,948円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 10,498,312,018口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 505.19円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | －円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | －円 |

第3期
自　2018年9月21日
至　2019年9月20日

分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | －円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | B | 16,000,615円 |
| 収益調整金額 | C | 97,598,074円 |
| 分配準備積立金額 | D | 137,109,665円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 250,708,354円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 3,582,412,854口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 699.81円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | －円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | －円 |

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第2期<br>自 2017年9月21日<br>至 2018年9月20日 | 第3期<br>自 2018年9月21日<br>至 2019年9月20日 |
|---|---|---|
| 1．金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。 | 同左 |
| 2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。 | 同左 |
| 3．金融商品に係るリスクの管理体制 | 委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。<br>投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。<br>法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。<br>オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。<br>なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。 | 同左 |
| 4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

## 2．金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第2期<br>自 2017年9月21日<br>至 2018年9月20日 | 第3期<br>自 2018年9月21日<br>至 2019年9月20日 |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | (1)親投資信託受益証券<br>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。<br>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | (1)親投資信託受益証券<br>同左<br>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>同左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第2期<br>2018年9月20日現在 | 第3期<br>2019年9月20日現在 |
|---|---|---|
| | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | △295,719,242 | 244,387,587 |
| 合計 | △295,719,242 | 244,387,587 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

| 項目 | 第2期<br>自 2017年9月21日<br>至 2018年9月20日 | 第3期<br>自 2018年9月21日<br>至 2019年9月20日 |
|---|---|---|
| 期首元本額 | 11,437,808,223円 | 10,498,312,018円 |
| 期中追加設定元本額 | 3,563,413,858円 | 19,059,674円 |
| 期中一部解約元本額 | 4,502,910,063円 | 6,934,958,838円 |

## （４）【附属明細表】

### 第１　有価証券明細表

#### ①株式

該当事項はありません。

#### ②株式以外の有価証券

| 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額（円） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い） | 3,437,237,524 | 3,827,020,259 | |
| 合計 | | 3,437,237,524 | 3,827,020,259 | |

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

### 第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第2期<br>2018年9月20日現在 | 第3期<br>2019年9月20日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 2,068,002,707 | 375,754,116 |
| 親投資信託受益証券 | 86,686,595,418 | 27,526,282,551 |
| 未収入金 | 880,000,000 | 149,000,000 |
| 流動資産合計 | 89,634,598,125 | 28,051,036,667 |
| 資産合計 | 89,634,598,125 | 28,051,036,667 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 1,732,765,236 | 178,328,232 |
| 未払受託者報酬 | 12,711,574 | 3,897,010 |
| 未払委託者報酬 | 985,146,312 | 302,018,279 |
| 未払利息 | 5,665 | 1,029 |
| その他未払費用 | 1,032,054 | 726,211 |
| 流動負債合計 | 2,731,660,841 | 484,970,761 |
| 負債合計 | 2,731,660,841 | 484,970,761 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 82,998,749,775 | 25,284,289,737 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 3,904,187,509 | 2,281,776,169 |
| 元本等合計 | 86,902,937,284 | 27,566,065,906 |
| 純資産合計 | 86,902,937,284 | 27,566,065,906 |
| 負債純資産合計 | 89,634,598,125 | 28,051,036,667 |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第2期<br>自　2017年9月21日<br>至　2018年9月20日 | 第3期<br>自　2018年9月21日<br>至　2019年9月20日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 711,991,137 | 1,608,881,133 |
| 営業収益合計 | 711,991,137 | 1,608,881,133 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 501,337 | 339,312 |
| 受託者報酬 | 26,060,830 | 10,507,114 |
| 委託者報酬 | 2,019,713,754 | 814,301,065 |
| その他費用 | 2,079,276 | 1,632,306 |
| 営業費用合計 | 2,048,355,197 | 826,779,797 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △1,336,364,060 | 782,101,336 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △1,336,364,060 | 782,101,336 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △1,336,364,060 | 782,101,336 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 209,479,587 | △310,726,416 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 5,809,757,486 | 3,904,187,509 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,102,389,706 | 5,364,594 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,102,389,706 | 5,364,594 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,462,116,036 | 2,720,603,686 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,462,116,036 | 2,720,603,686 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 3,904,187,509 | 2,281,776,169 |

## （３）【注記表】

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |

### （貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 第2期<br>2018年9月20日現在 | 第3期<br>2019年9月20日現在 |
|---|---|---|
| １．　当該計算期間の末日における受益権の総数 | 82,998,749,775口 | 25,284,289,737口 |
| ２．　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 1口当たり純資産額　1.0470円<br>(1万口当たり純資産額)　(10,470円) | 1口当たり純資産額　1.0902円<br>(1万口当たり純資産額)　(10,902円) |

### （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期
自　2017年9月21日
至　2018年9月20日

分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | －円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | B | －円 |
| 収益調整金額 | C | 950,527,923円 |
| 分配準備積立金額 | D | 3,460,793,770円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 4,411,321,693円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 82,998,749,775口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 531.48円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | －円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | －円 |

第3期
自　2018年9月21日
至　2019年9月20日

分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | －円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | B | 623,222,811円 |
| 収益調整金額 | C | 607,058,666円 |
| 分配準備積立金額 | D | 1,051,494,692円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 2,281,776,169円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 25,284,289,737口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 902.43円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | －円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | －円 |

### （金融商品に関する注記）

#### １．金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第2期<br>自 2017年9月21日<br>至 2018年9月20日 | 第3期<br>自 2018年9月21日<br>至 2019年9月20日 |
|---|---|---|
| 1．金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。 | 同左 |
| 2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。 | 同左 |
| 3．金融商品に係るリスクの管理体制 | 委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。<br>投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。<br>法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。<br>オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。<br>なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。 | 同左 |
| 4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

## 2．金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第2期<br>自 2017年9月21日<br>至 2018年9月20日 | 第3期<br>自 2018年9月21日<br>至 2019年9月20日 |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | (1)親投資信託受益証券<br>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。<br>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | (1)親投資信託受益証券<br>同左<br>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>同左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第2期<br>2018年9月20日現在 | 第3期<br>2019年9月20日現在 |
|---|---|---|
| | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 32,363,857 | 1,517,368,723 |
| 合計 | 32,363,857 | 1,517,368,723 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

| 項目 | 第2期<br>自 2017年9月21日<br>至 2018年9月20日 | 第3期<br>自 2018年9月21日<br>至 2019年9月20日 |
|---|---|---|
| 期首元本額 | 94,706,236,027円 | 82,998,749,775円 |
| 期中追加設定元本額 | 25,844,258,312円 | 138,510,918円 |
| 期中一部解約元本額 | 37,551,744,564円 | 57,852,970,956円 |

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

| 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額（円） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし） | 24,277,899,587 | 27,526,282,551 | |
| 合計 | | 24,277,899,587 | 27,526,282,551 | |

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）

キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）

「キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）」は、「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
開示対象ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

| | 2019年9月20日現在 |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 投資信託受益証券 | 2,286,983 |
| 投資証券 | 4,833,998,354 |
| 未収入金 | 22,600,000 |

| | 2019年9月20日現在 |
|---|---|
| 流動資産合計 | 4,858,885,337 |
| 資産合計 | 4,858,885,337 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 15,200,000 |
| 流動負債合計 | 15,200,000 |
| 負債合計 | 15,200,000 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 4,350,239,249 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（△） | 493,446,088 |
| 元本等合計 | 4,843,685,337 |
| 純資産合計 | 4,843,685,337 |
| 負債純資産合計 | 4,858,885,337 |

## 注記表

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。<br>投資証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。 |

### （貸借対照表に関する注記）

| 項目 | | 2019年9月20日現在 |
|---|---|---|
| 1．　計算日における受益権の総数 | | 4,350,239,249口 |
| 2．　計算日における1単位当たりの純資産の額 | 1口当たり純資産額 | 1.1134円 |
| | (1万口当たり純資産額) | (11,134円) |

### （金融商品に関する注記）

### 1．金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自 2018年9月21日<br>至 2019年9月20日 |
|---|---|
| 1．金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。 |

| 項目 | 自 2018年9月21日<br>至 2019年9月20日 |
|---|---|
| 2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。 |
| 3．金融商品に係るリスクの管理体制 | 委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。<br>投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。<br>法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。<br>オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。<br>なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。 |
| 4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

## 2．金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 自 2018年9月21日<br>至 2019年9月20日 |
|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2.時価の算定方法 | (1)投資信託受益証券<br>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。<br>(2)投資証券<br>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。<br>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

| 種類 | 2019年9月20日現在 |
|---|---|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 投資信託受益証券 | 2,167 |
| 投資証券 | 307,608,627 |
| 合計 | 307,610,794 |

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

| 項目 | 2019年9月20日現在 |
|---|---|
| 同計算期間の期首元本額 | 11,176,067,973円 |
| 同計算期間の追加設定元本額 | 164,500,698円 |
| 同計算期間の一部解約元本額 | 6,990,329,422円 |
| 計算日の元本額※ | 4,350,239,249円 |
| ※元本額の内訳 | |
| キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い） | 3,437,237,524円 |
| キャピタル・ニューワールド・ファンドＦ（米ドル売り円買い） | 913,001,725円 |

附属明細表

第１　有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

| 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額（円） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | 日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定） | 2,166,730.00 | 2,286,983 | |
| 投資信託受益証券　合計 | | 2,166,730.00 | 2,286,983 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 投資証券 | キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスCh-JPY） | 3,465,231.795 | 4,833,998,354 | |
| 投資証券 合計 | | 3,465,231.795 | 4,833,998,354 | |
| 合計 | | 5,631,961.795 | 4,836,285,337 | |

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

「キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）」は、「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
開示対象ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

| | 2019年9月20日現在 |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 投資信託受益証券 | 17,137,343 |
| 投資証券 | 27,442,086,570 |
| 未収入金 | 215,500,000 |
| 流動資産合計 | 27,674,723,913 |
| 資産合計 | 27,674,723,913 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 149,000,000 |
| 流動負債合計 | 149,000,000 |
| 負債合計 | 149,000,000 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 24,277,899,587 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（△） | 3,247,824,326 |
| 元本等合計 | 27,525,723,913 |
| 純資産合計 | 27,525,723,913 |
| 負債純資産合計 | 27,674,723,913 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |

| | |
|---|---|
| | 投資証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 2019年9月20日現在 |
|---|---|
| 1．　計算日における受益権の総数 | 24,277,899,587口 |
| 2．　計算日における1単位当たりの純資産の額 | 1口当たり純資産額　1.1338円<br>(1万口当たり純資産額)　(11,338円) |

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自 2018年9月21日<br>至 2019年9月20日 |
|---|---|
| 1．金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。 |
| 2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。 |
| 3．金融商品に係るリスクの管理体制 | 委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。<br>投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。<br>法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。<br>オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。<br>なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。 |
| 4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

2．金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 自 2018年9月21日<br>至 2019年9月20日 |
|---|---|
| 1 .貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2 .時価の算定方法 | (1)投資信託受益証券<br>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。<br>(2)投資証券<br>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。<br>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 2019年9月20日現在 |
|---|---|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 投資信託受益証券 | 16,236 |
| 投資証券 | 1,505,884,500 |
| 合計 | 1,505,900,736 |

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

| 項目 | 2019年9月20日現在 |
|---|---|
| 同計算期間の期首元本額 | 80,909,646,648円 |
| 同計算期間の追加設定元本額 | 5,137,163円 |
| 同計算期間の一部解約元本額 | 56,636,884,224円 |
| 計算日の元本額※ | 24,277,899,587円 |
| ※元本額の内訳 | |
| キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし） | 24,277,899,587円 |

附属明細表

第１　有価証券明細表
①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

| 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額（円） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | 日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定） | 16,236,233.00 | 17,137,343 | |
| 投資信託受益証券 合計 | | 16,236,233.00 | 17,137,343 | |
| 投資証券 | キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ） | 19,057,004.563 | 27,442,086,570 | |
| 投資証券 合計 | | 19,057,004.563 | 27,442,086,570 | |
| 合計 | | 35,293,237.563 | 27,459,223,913 | |

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）

「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）」、および「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」は、円建ての「キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）」（ルクセンブルク籍外国投資法人（以下、当外国投資法人といいます。）の発行する外国投資証券）を主な投資対象としております。

当外国投資法人を含むアンブレラファンド（ＣＩＦ）については、2018年12月31日付けで、ルクセンブルクにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。この財務書類は独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コオペラティブの監査を受けております。以下の「投資明細表」および「損益および純資産変動計算書」は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものでありますが、これらは監査意見の対象外であります。

# キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）

## 投資明細表

## 2018年12月31日現在

| 投資銘柄 | 通貨 | 数量/額面 | 評価額（ＵＳＤ） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|
| **公的な市場に上場している譲渡可能な有価証券と短期金融商品** | | | | |
| **債券** | | | | |
| *Argentina* | | | | |
| Argentina Government Bond 8.28% 31/12/2033 | USD | 221,522 | 173,895 | 0.02 |
| Argentina Government Bond, FRN 0% 15/12/2035 | USD | 2,320,000 | 98,832 | 0.01 |
| Argentina Treasury Bill 0% 29/03/2019 | ARS | 1,856,507 | 55,582 | 0.01 |
| Argentina Treasury Bill 0% 30/04/2019 | ARS | 25,904,030 | 780,698 | 0.12 |
| Argentina Treasury Bill 0% 31/05/2019 | ARS | 13,989,100 | 411,893 | 0.06 |
| Argentina Treasury Bill 0% 31/10/2019 | ARS | 23,688,628 | 715,817 | 0.11 |
| Autonomous City of Buenos Aires Argentina, FRN 55.594% 22/02/2028 | ARS | 3,068,000 | 70,073 | 0.01 |
| Autonomous City of Buenos Aires Argentina, Reg. S 8.95% 19/02/2021 | USD | 1,245,000 | 1,243,382 | 0.19 |
| YPF SA, 144A 8.5% 28/07/2025 | USD | 510,000 | 459,637 | 0.07 |
| | | | 4,009,809 | 0.60 |
| *Bahrain* | | | | |
| Bahrain Government Bond, 144A 6.75% 20/09/2029 | USD | 315,000 | 309,468 | 0.05 |
| | | | 309,468 | 0.05 |
| *Brazil* | | | | |
| Brazil Government Bond 5.625% 21/02/2047 | USD | 520,000 | 492,250 | 0.07 |
| Brazil Notas do Tesouro Nacional 6% 15/05/2045 | BRL | 40,000 | 373,291 | 0.06 |
| Brazil Notas do Tesouro Nacional 10% 01/01/2025 | BRL | 416,000 | 112,181 | 0.02 |
| Cemig Geracao e Transmissao SA, 144A 9.25% 05/12/2024 | USD | 700,000 | 747,600 | 0.11 |
| Petrobras Global Finance BV 8.75% 23/05/2026 | USD | 525,000 | 589,838 | 0.09 |
| | | | 2,315,160 | 0.35 |
| *China* | | | | |
| State Grid Overseas Investment 2016 Ltd., Reg. S 3.5% 04/05/2027 | USD | 305,000 | 294,281 | 0.04 |
| | | | 294,281 | 0.04 |
| *Colombia* | | | | |
| Colombia Government Bond 4.5% 28/01/2026 | USD | 410,000 | 410,769 | 0.06 |
| Colombian TES 10% 24/07/2024 | COP | 130,000,000 | 47,192 | 0.01 |
| | | | 457,961 | 0.07 |
| *Dominican Republic* | | | | |
| Dominican Republic Government Bond, Reg. S 5.875% 18/04/2024 | USD | 100,000 | 101,521 | 0.01 |
| Dominican Republic Government Bond, 144A 5.5% 27/01/2025 | USD | 310,000 | 308,063 | 0.05 |
| Dominican Republic Government Bond, Reg. S 6.875% 29/01/2026 | USD | 100,000 | 105,125 | 0.02 |
| Dominican Republic Government Bond, Reg. S 11.25% 05/02/2027 | DOP | 10,600,000 | 218,206 | 0.03 |
| Dominican Republic Government Bond, Reg. S 7.45% 30/04/2044 | USD | 465,000 | 484,762 | 0.07 |
| | | | 1,217,677 | 0.18 |
| *Egypt* | | | | |
| Egypt Government Bond 14.8% 30/01/2023 | EGP | 2,510,000 | 126,117 | 0.02 |
| Egypt Government Bond, Reg. S 8.5% 31/01/2047 | USD | 605,000 | 548,155 | 0.08 |
| | | | 674,272 | 0.10 |
| *Greece* | | | | |
| Greece Government Bond, Reg. S 4.2% 30/01/2042 | EUR | 109,006 | 109,928 | 0.02 |
| | | | 109,928 | 0.02 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| *Guatemala* | | | | |
| Guatemala Government Bond, Reg. S 4.375% 05/06/2027 | USD | 555,000 | 513,375 | 0.08 |
| Guatemala Government Bond, Reg. S 4.5% 03/05/2026 | USD | 370,000 | 348,263 | 0.05 |
| | | | 861,638 | 0.13 |
| *Honduras* | | | | |
| Honduras Government Bond, Reg. S 6.25% 19/01/2027 | USD | 240,000 | 238,224 | 0.04 |
| | | | 238,224 | 0.04 |
| *India* | | | | |
| HDFC Bank Ltd., Reg. S 8.1% 22/03/2025 | INR | 20,000,000 | 273,069 | 0.04 |
| | | | 273,069 | 0.04 |
| *Indonesia* | | | | |
| Indonesia Government Bond, Reg. S 4.35% 08/01/2027 | USD | 400,000 | 396,224 | 0.06 |
| Indonesia Government Bond, Reg. S 3.375% 15/04/2023 | USD | 280,000 | 271,414 | 0.04 |
| Indonesia Government Bond, Reg. S 4.125% 15/01/2025 | USD | 680,000 | 670,775 | 0.10 |
| Perusahaan Penerbit SBSN Indonesia III, 144A 4.35% 10/09/2024 | USD | 240,000 | 239,100 | 0.04 |
| Perusahaan Penerbit SBSN Indonesia III, Reg. S 4.55% 29/03/2026 | USD | 755,000 | 750,470 | 0.11 |
| | | | 2,327,983 | 0.35 |
| *Iraq* | | | | |
| Iraq Government Bond, Reg. S 6.752% 09/03/2023 | USD | 345,000 | 329,440 | 0.05 |
| | | | 329,440 | 0.05 |
| *Italy* | | | | |
| UniCredit SpA, Reg. S, FRN 5.375% Perpetual | EUR | 200,000 | 193,193 | 0.03 |
| UniCredit SpA, Reg. S, FRN 6.625% Perpetual | EUR | 425,000 | 459,431 | 0.07 |
| | | | 652,624 | 0.10 |
| *Ivory Coast* | | | | |
| Ivory Coast Government Bond, 144A 5.25% 22/03/2030 | EUR | 350,000 | 354,637 | 0.05 |
| Ivory Coast Government Bond, STEP, Reg. S 5.75% 31/12/2032 | USD | 277,500 | 245,676 | 0.04 |
| | | | 600,313 | 0.09 |
| *Jordan* | | | | |
| Jordan Government Bond, 144A 5.75% 31/01/2027 | USD | 405,000 | 372,938 | 0.06 |
| | | | 372,938 | 0.06 |
| *Kazakhstan* | | | | |
| Kazakhstan Government Bond, Reg. S 5.125% 21/07/2025 | USD | 295,000 | 312,640 | 0.05 |
| | | | 312,640 | 0.05 |
| *Kenya* | | | | |
| Kenya Government Bond, Reg. S 6.875% 24/06/2024 | USD | 1,085,000 | 1,022,585 | 0.15 |
| | | | 1,022,585 | 0.15 |
| *Mexico* | | | | |
| Mexican Bonos 5.75% 05/03/2026 | MXN | 4,830,000 | 207,858 | 0.03 |
| Mexico Government Bond 4% 02/10/2023 | USD | 394,000 | 392,655 | 0.06 |
| Mexico Government Bond 4.15% 28/03/2027 | USD | 430,000 | 416,416 | 0.06 |
| Mexico Government Bond 5.75% 12/10/2110 | USD | 164,000 | 154,775 | 0.03 |
| Petroleos Mexicanos 6.75% 21/09/2047 | USD | 260,000 | 215,642 | 0.03 |
| Petroleos Mexicanos, Reg. S 3.75% 21/02/2024 | EUR | 100,000 | 110,290 | 0.02 |
| Petroleos Mexicanos 7.47% 12/11/2026 | MXN | 23,440,000 | 879,965 | 0.13 |
| | | | 2,377,601 | 0.36 |
| *Morocco* | | | | |
| Morocco Government Bond, Reg. S 4.25% 11/12/2022 | USD | 355,000 | 356,754 | 0.05 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Morocco Government Bond, Reg. S 5.5% 11/12/2042 | USD | 480,000 | 492,482 | 0.08 |
| | | | 849,236 | 0.13 |
| *Nigeria* | | | | |
| Nigeria Government Bond, Reg. S 6.375% 12/07/2023 | USD | 275,000 | 264,608 | 0.04 |
| | | | 264,608 | 0.04 |
| *Pakistan* | | | | |
| Pakistan Government Bond, Reg. S 7.25% 15/04/2019 | USD | 1,280,000 | 1,280,000 | 0.19 |
| Pakistan Government Bond, Reg. S 8.25% 15/04/2024 | USD | 285,000 | 288,209 | 0.05 |
| | | | 1,568,209 | 0.24 |
| *Panama* | | | | |
| Panama Government Bond 3.875% 17/03/2028 | USD | 475,000 | 469,063 | 0.07 |
| | | | 469,063 | 0.07 |
| *Paraguay* | | | | |
| Paraguay Government Bond, Reg. S 6.1% 11/08/2044 | USD | 205,000 | 212,431 | 0.03 |
| Paraguay Government Bond, Reg. S 5% 15/04/2026 | USD | 705,000 | 714,694 | 0.11 |
| | | | 927,125 | 0.14 |
| *Peru* | | | | |
| Peru Government Bond 6.55% 14/03/2037 | USD | 65,000 | 82,387 | 0.01 |
| Peru Government Bond 4.125% 25/08/2027 | USD | 90,000 | 93,150 | 0.02 |
| | | | 175,537 | 0.03 |
| *Qatar* | | | | |
| Qatar Government Bond, 144A 4.5% 23/04/2028 | USD | 330,000 | 345,247 | 0.05 |
| | | | 345,247 | 0.05 |
| *Romania* | | | | |
| Romania Government Bond, 144A 5.125% 15/06/2048 | USD | 560,000 | 541,106 | 0.08 |
| Romania Government Bond, Reg. S 2.875% 11/03/2029 | EUR | 320,000 | 356,121 | 0.05 |
| Romania Government Bond, Reg. S 5.125% 15/06/2048 | USD | 50,000 | 48,313 | 0.01 |
| | | | 945,540 | 0.14 |
| *Russian Federation* | | | | |
| Gazprom OAO, Reg. S 9.25% 23/04/2019 | USD | 325,000 | 329,853 | 0.05 |
| Sberbank of Russia, 144A 5.25% 23/05/2023 | USD | 200,000 | 195,900 | 0.03 |
| Vnesheconombank, Reg. S 6.902% 09/07/2020 | USD | 140,000 | 143,362 | 0.02 |
| | | | 669,115 | 0.10 |
| *Saudi Arabia* | | | | |
| Saudi Government Bond, 144A 3.625% 04/03/2028 | USD | 800,000 | 758,540 | 0.11 |
| | | | 758,540 | 0.11 |
| *Senegal* | | | | |
| Senegal Government Bond, 144A 4.75% 13/03/2028 | EUR | 415,000 | 438,983 | 0.07 |
| | | | 438,983 | 0.07 |
| *South Africa* | | | | |
| South Africa Government Bond 8% 31/01/2030 | ZAR | 1,500,000 | 94,396 | 0.01 |
| South Africa Government Bond 8.75% 28/02/2048 | ZAR | 5,273,000 | 326,331 | 0.05 |
| | | | 420,727 | 0.06 |
| *Sri Lanka* | | | | |
| Sri Lanka Government Bond, 144A 6.2% 11/05/2027 | USD | 340,000 | 300,950 | 0.05 |
| Sri Lanka Government Bond, Reg. S 6.25% 27/07/2021 | USD | 310,000 | 299,427 | 0.04 |
| Sri Lanka Government Bond, Reg. S 6% 14/01/2019 | USD | 200,000 | 199,500 | 0.03 |
| Sri Lanka Government Bond, Reg. S 6.825% 18/07/2026 | USD | 600,000 | 556,592 | 0.08 |
| | | | 1,356,469 | 0.20 |
| *Turkey* | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Turkey Government Bond 10.7% 17/02/2021 | TRY | 1,200,000 | 196,127 | 0.03 |
| Turkey Government Bond 5.625% 30/03/2021 | USD | 365,000 | 366,127 | 0.05 |
| Turkey Government Bond 10.7% 17/08/2022 | TRY | 1,500,000 | 231,186 | 0.03 |
| Turkey Government Bond 16.2% 14/06/2023 | TRY | 950,000 | 173,935 | 0.03 |
| Turkey Government Bond 7.25% 23/12/2023 | USD | 315,000 | 324,278 | 0.05 |
| Turkey Government Bond 6% 14/01/2041 | USD | 675,000 | 571,515 | 0.09 |
| Turkey Government Bond 7.4% 05/02/2020 | TRY | 340,000 | 56,770 | 0.01 |
| Turkey Government Bond 7.1% 08/03/2023 | TRY | 2,488,140 | 330,028 | 0.05 |
| Turkey Government Bond 8.8% 27/09/2023 | TRY | 460,000 | 63,970 | 0.01 |
| Turkey Government Bond 2% 18/09/2024 | TRY | 575,000 | 160,292 | 0.02 |
| Turkey Government Bond 4.875% 09/10/2026 | USD | 670,000 | 595,168 | 0.09 |
| | | | 3,069,396 | 0.46 |
| *Ukraine* | | | | |
| Ukraine Government Bond, Reg. S 7.75% 01/09/2022 | USD | 575,000 | 529,782 | 0.08 |
| Ukraine Government Bond, Reg. S 7.75% 01/09/2027 | USD | 310,000 | 263,134 | 0.04 |
| Ukraine Government Bond, Reg. S 7.375% 25/09/2032 | USD | 330,000 | 263,016 | 0.04 |
| | | | 1,055,932 | 0.16 |
| *United Arab Emirates* | | | | |
| DP World Crescent Ltd., 144A 4.848% 26/09/2028 | USD | 315,000 | 309,176 | 0.05 |
| | | | 309,176 | 0.05 |
| *Venezuela* | | | | |
| Venezuela Government Bond, Reg. S 7% 01/12/2018 [2] | USD | 23,000 | 4,945 | — |
| Venezuela Government Bond, Reg. S 7.75% 13/10/2019 [2] | USD | 418,000 | 97,060 | 0.02 |
| Venezuela Government Bond, Reg. S 6% 09/12/2020 [2] | USD | 343,000 | 79,319 | 0.01 |
| Venezuela Government Bond, Reg. S 9% 07/05/2023 [2] | USD | 504,000 | 115,290 | 0.02 |
| Venezuela Government Bond 9.25% 15/09/2027 [2] | USD | 62,000 | 14,725 | — |
| Venezuela Government Bond, Reg. S 12.75% 23/08/2022 [2] | USD | 30,000 | 7,200 | — |
| Venezuela Government Bond, Reg. S 8.25% 13/10/2024 [2] | USD | 107,000 | 25,145 | — |
| Venezuela Government Bond, Reg. S 7.65% 21/04/2025 [2] | USD | 46,000 | 10,695 | — |
| Venezuela Government Bond, Reg. S 11.75% 21/10/2026 [2] | USD | 23,000 | 5,721 | — |
| Venezuela Government Bond, Reg. S 9.25% 07/05/2028 [2] | USD | 116,000 | 26,970 | 0.01 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Venezuela Government Bond, Reg. S 11.95% 05/08/2031 [2] | USD | 39,000 | 9,311 | — |
| Venezuela Government Bond, Reg. S 7% 31/03/2038 [2] | USD | 39,000 | 8,970 | — |
| | | | 405,351 | 0.06 |
| **債券合計** | | | **32,785,865** | **4.94** |
| **株式** | | | | |
| *Argentina* | | | | |
| Grupo Financiero Galicia SA, ADR | USD | 24,045 | 662,921 | 0.10 |
| Loma Negra Cia Industrial Argentina SA, ADR | USD | 84,156 | 936,656 | 0.14 |
| Pampa Energia SA, ADR | USD | 15,223 | 484,244 | 0.07 |
| | | | 2,083,821 | 0.31 |
| *Australia* | | | | |
| Amcor Ltd. | AUD | 34,145 | 318,663 | 0.05 |
| CSL Ltd. | AUD | 30,396 | 3,964,168 | 0.60 |
| Oil Search Ltd. | AUD | 87,563 | 441,593 | 0.06 |
| | | | 4,724,424 | 0.71 |
| *Belgium* | | | | |
| Anheuser-Busch InBev SA/NV | EUR | 5,538 | 366,116 | 0.06 |
| | | | 366,116 | 0.06 |
| *Brazil* | | | | |
| Ambev SA | BRL | 66,628 | 264,398 | 0.04 |
| Azul SA, ADR | USD | 60,616 | 1,678,457 | 0.25 |
| Azul SA Preference | BRL | 60,167 | 558,863 | 0.08 |
| B3 SA - Brasil Bolsa Balcao | BRL | 517,539 | 3,580,009 | 0.54 |
| Banco Bradesco SA Preference | BRL | 127,268 | 1,269,150 | 0.19 |
| BB Seguridade Participacoes SA | BRL | 191,676 | 1,364,469 | 0.21 |
| BR Malls Participacoes SA | BRL | 254,033 | 856,663 | 0.13 |
| CCR SA | BRL | 241,602 | 698,173 | 0.10 |
| Equatorial Energia SA | BRL | 31,082 | 597,942 | 0.09 |
| Gerdau SA, ADR Preference | USD | 222,714 | 837,405 | 0.13 |
| Gol Linhas Aereas Inteligentes SA, ADR Preference | USD | 18,884 | 255,878 | 0.04 |
| Gol Linhas Aereas Inteligentes SA Preference | BRL | 209,666 | 1,357,832 | 0.20 |
| Hypera SA | BRL | 321,162 | 2,502,507 | 0.38 |
| IRB Brasil Resseguros S/A | BRL | 69,690 | 1,500,697 | 0.23 |
| Itau Unibanco Holding SA, ADR Preference | USD | 135,184 | 1,235,582 | 0.19 |
| Itau Unibanco Holding SA Preference | BRL | 291,053 | 2,665,905 | 0.40 |
| Itausa - Investimentos Itau SA Preference | BRL | 118,914 | 370,633 | 0.06 |
| JBS SA | BRL | 2,396,485 | 7,166,422 | 1.08 |
| Klabin SA | BRL | 72,228 | 295,938 | 0.04 |
| Lojas Americanas SA | BRL | 43,238 | 167,675 | 0.02 |
| Lojas Americanas SA Preference | BRL | 103,592 | 526,547 | 0.08 |
| Pagseguro Digital Ltd. ‘A’ | USD | 220,665 | 4,133,056 | 0.62 |
| Petroleo Brasileiro SA, ADR Preference | USD | 91,004 | 1,054,736 | 0.16 |
| Petroleo Brasileiro SA, ADR | USD | 419,385 | 5,456,199 | 0.82 |
| Raia Drogasil SA | BRL | 101,485 | 1,496,450 | 0.23 |
| Rumo SA | BRL | 137,037 | 601,078 | 0.09 |
| StoneCo Ltd. ‘B’ | USD | 101,698 | 1,875,311 | 0.28 |
| Ultrapar Participacoes SA | BRL | 46,900 | 643,767 | 0.10 |
| Vale SA, ADR | USD | 171,912 | 2,267,519 | 0.34 |
| Vale SA | BRL | 329,005 | 4,329,292 | 0.65 |
| | | | 51,608,553 | 7.77 |
| *Canada* | | | | |
| Barrick Gold Corp. | USD | 23,512 | 318,353 | 0.05 |
| CCL Industries, Inc. ‘B’ | CAD | 8,648 | 317,110 | 0.05 |
| First Quantum Minerals Ltd. | CAD | 627,167 | 5,071,728 | 0.76 |
| Teck Resources Ltd. ‘B’ | CAD | 144,802 | 3,117,295 | 0.47 |
| | | | 8,824,486 | 1.33 |
| *China* | | | | |
| AAC Technologies Holdings, Inc. | HKD | 101,466 | 588,932 | 0.09 |
| Agricultural Bank of China Ltd. ‘H’ | HKD | 640,139 | 280,401 | 0.04 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Alibaba Group Holding Ltd., ADR | USD | 62,234 | 8,530,414 | 1.28 |
| Baidu, Inc., ADR | USD | 5,320 | 843,752 | 0.13 |
| Bank of China Ltd. ‘H’ | HKD | 6,217,360 | 2,683,695 | 0.40 |
| Berry Genomics Co. Ltd. ‘A’ | CNY | 172,700 | 802,413 | 0.12 |
| Brilliance China Automotive Holdings Ltd. | HKD | 229,359 | 170,763 | 0.02 |
| China Biologic Products Holdings, Inc. | USD | 3,648 | 276,920 | 0.04 |
| China Construction Bank Corp. ‘H’ | HKD | 5,959,000 | 4,916,051 | 0.74 |
| China Gas Holdings Ltd. | HKD | 1,709,767 | 6,091,884 | 0.92 |
| China Oilfield Services Ltd. ‘H’ | HKD | 468,000 | 402,227 | 0.06 |
| China Overseas Land & Investment Ltd. | HKD | 188,000 | 645,834 | 0.10 |
| China Petroleum & Chemical Corp. ‘H’ | HKD | 242,000 | 172,758 | 0.03 |
| China Renaissance Holdings Ltd., Reg. S | HKD | 139,564 | 356,463 | 0.05 |
| China Resources Gas Group Ltd. | HKD | 936,000 | 3,705,510 | 0.56 |
| China Tower Corp. Ltd., Reg. S ‘H’ | HKD | 2,440,000 | 461,171 | 0.07 |
| Chongqing Fuling Zhacai Group Co. Ltd. ‘A’ | CNY | 127,949 | 402,537 | 0.06 |
| CNOOC Ltd. | HKD | 232,000 | 358,496 | 0.05 |
| Ctrip.com International Ltd., ADR | USD | 91,472 | 2,475,232 | 0.37 |
| ENN Energy Holdings Ltd. | HKD | 863,200 | 7,655,864 | 1.15 |
| Foshan Haitian Flavouring & Food Co. Ltd. ‘A’ | CNY | 51,300 | 514,068 | 0.08 |
| Guangzhou Baiyun International Airport Co. Ltd. ‘A’ | CNY | 1,152,258 | 1,686,673 | 0.25 |
| Hengan International Group Co. Ltd. | HKD | 180,357 | 1,312,860 | 0.20 |
| Huazhu Group Ltd., ADR | USD | 78,060 | 2,234,858 | 0.34 |
| HUYA, Inc., ADR | USD | 22,691 | 351,257 | 0.05 |
| Inner Mongolia Yili Industrial Group Co. Ltd. ‘A’ | CNY | 194,400 | 647,840 | 0.10 |
| Jiangsu Hengrui Medicine Co. Ltd. ‘A’ | CNY | 118,589 | 911,134 | 0.14 |
| Kingboard Holdings Ltd. | HKD | 341,000 | 910,146 | 0.14 |
| Kingdee International Software Group Co. Ltd. | HKD | 1,478,702 | 1,306,764 | 0.20 |
| Kweichow Moutai Co. Ltd. ‘A’ | CNY | 17,319 | 1,488,324 | 0.22 |
| Longfor Group Holdings Ltd. | HKD | 80,000 | 239,065 | 0.04 |
| Meituan Dianping, Reg. S ‘B’ | HKD | 375,794 | 2,106,808 | 0.32 |
| Midea Group Co. Ltd. ‘A’ | CNY | 367,878 | 1,975,033 | 0.30 |
| MMG Ltd. | HKD | 1,076,000 | 463,076 | 0.07 |
| PICC Property & Casualty Co. Ltd. ‘H’ | HKD | 1,955,000 | 1,999,815 | 0.30 |
| Pinduoduo, Inc., ADR | USD | 3,288 | 73,783 | 0.01 |
| Ping An Healthcare and Technology Co. Ltd., Reg. S | HKD | 10,400 | 36,657 | — |
| Ping An Insurance Group Co. of China Ltd. ‘H’ | HKD | 43,500 | 384,142 | 0.06 |
| Shanghai International Airport Co. Ltd. ‘A’ | CNY | 520,764 | 3,850,151 | 0.58 |
| Sun Art Retail Group Ltd. | HKD | 610,500 | 622,156 | 0.09 |
| Tencent Holdings Ltd. | HKD | 263,115 | 10,550,809 | 1.59 |
| Tencent Music Entertainment Group, ADR | USD | 90,866 | 1,201,252 | 0.18 |
| TravelSky Technology Ltd. ‘H’ | HKD | 223,215 | 571,542 | 0.09 |
| WuXi AppTec Co. Ltd., Reg. S ‘H’ | HKD | 64,300 | 558,381 | 0.08 |
| Wuxi Biologics Cayman, Inc., Reg. S | HKD | 106,500 | 682,073 | 0.10 |
| Xiaomi Corp., Reg. S ‘B’ | HKD | 144,200 | 237,924 | 0.04 |
| Yunnan Baiyao Group Co. Ltd. ‘A’ | CNY | 219,400 | 2,363,462 | 0.36 |
| YY, Inc., ADR | USD | 25,177 | 1,507,095 | 0.23 |
| Zhongsheng Group Holdings Ltd. | HKD | 560,500 | 1,110,907 | 0.17 |
| | | | 83,719,372 | 12.61 |
| *Colombia* | | | | |
| Grupo Nutresa SA | COP | 67,235 | 486,535 | 0.07 |
| | | | 486,535 | 0.07 |
| *Denmark* | | | | |
| Carlsberg A/S ‘B’ | DKK | 13,185 | 1,401,355 | 0.21 |
| Chr Hansen Holding A/S | DKK | 28,006 | 2,478,057 | 0.38 |
| Novo Nordisk A/S ‘B’ | DKK | 45,266 | 2,069,323 | 0.31 |
| | | | 5,948,735 | 0.90 |
| *France* | | | | |
| Accor SA | EUR | 4,914 | 208,937 | 0.03 |
| Air Liquide SA | EUR | 5,870 | 729,386 | 0.11 |
| Airbus SE | EUR | 56,158 | 5,402,241 | 0.81 |
| Arkema SA | EUR | 7,435 | 638,558 | 0.10 |
| BioMerieux | EUR | 11,396 | 750,776 | 0.11 |
| Edenred | EUR | 29,812 | 1,096,784 | 0.17 |
| EssilorLuxottica SA | EUR | 18,118 | 2,292,798 | 0.35 |
| Hermes International | EUR | 4,670 | 2,593,996 | 0.39 |
| Kering SA | EUR | 4,835 | 2,280,141 | 0.34 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| L'Oreal SA | EUR | 817 | 188,339 | 0.03 |
| LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton SE | EUR | 16,389 | 4,848,401 | 0.73 |
| Pernod Ricard SA | EUR | 24,752 | 4,063,931 | 0.61 |
| Safran SA | EUR | 21,746 | 2,626,092 | 0.40 |
| TOTAL SA | EUR | 3,486 | 184,447 | 0.03 |
| Valeo SA | EUR | 4,806 | 140,470 | 0.02 |
| | | | 28,045,297 | 4.23 |
| *Germany* | | | | |
| adidas AG | EUR | 6,063 | 1,267,075 | 0.19 |
| Bayer AG | EUR | 15,516 | 1,076,603 | 0.16 |
| Bayerische Motoren Werke AG | EUR | 11,646 | 943,379 | 0.14 |
| Carl Zeiss Meditec AG | EUR | 29,989 | 2,346,781 | 0.35 |
| Daimler AG | EUR | 5,850 | 307,718 | 0.05 |
| Evonik Industries AG | EUR | 29,100 | 726,841 | 0.11 |
| Henkel AG & Co. KGaA Preference | EUR | 7,084 | 774,313 | 0.12 |
| Infineon Technologies AG | EUR | 34,146 | 679,367 | 0.10 |
| LANXESS AG | EUR | 12,174 | 560,724 | 0.08 |
| Symrise AG | EUR | 4,314 | 318,808 | 0.05 |
| Volkswagen AG Preference | EUR | 5,671 | 902,639 | 0.14 |
| | | | 9,904,248 | 1.49 |
| *Greece* | | | | |
| Eurobank Ergasias SA | EUR | 903,239 | 558,838 | 0.08 |
| JUMBO SA | EUR | 112,977 | 1,646,520 | 0.25 |
| | | | 2,205,358 | 0.33 |
| *Hong Kong* | | | | |
| AIA Group Ltd. | HKD | 1,236,037 | 10,260,188 | 1.55 |
| BeiGene Ltd., ADR | USD | 5,700 | 799,482 | 0.12 |
| Chow Sang Sang Holdings International Ltd. | HKD | 397,000 | 589,125 | 0.09 |
| CK Asset Holdings Ltd. | HKD | 127,363 | 931,984 | 0.14 |
| Galaxy Entertainment Group Ltd. | HKD | 510,000 | 3,243,471 | 0.49 |
| Hong Kong Exchanges & Clearing Ltd. | HKD | 11,100 | 321,213 | 0.05 |
| Jardine Matheson Holdings Ltd. | USD | 22,452 | 1,562,210 | 0.23 |
| Melco Resorts & Entertainment Ltd., ADR | USD | 157,856 | 2,781,423 | 0.42 |
| Sands China Ltd. | HKD | 368,400 | 1,613,705 | 0.24 |
| Shangri-La Asia Ltd. | HKD | 308,000 | 456,267 | 0.07 |
| Sun Hung Kai Properties Ltd. | HKD | 36,000 | 513,071 | 0.08 |
| Wynn Macau Ltd. | HKD | 855,600 | 1,866,247 | 0.28 |
| | | | 24,938,386 | 3.76 |
| *Hungary* | | | | |
| Wizz Air Holdings plc, Reg. S | GBP | 15,708 | 561,000 | 0.08 |
| | | | 561,000 | 0.08 |
| *India* | | | | |
| Adani Ports & Special Economic Zone Ltd. | INR | 505,192 | 2,805,456 | 0.42 |
| Axis Bank Ltd. | INR | 226,884 | 2,014,544 | 0.30 |
| Bajaj Finance Ltd. | INR | 71,655 | 2,714,864 | 0.41 |
| Bharat Financial Inclusion Ltd. | INR | 16,141 | 234,133 | 0.04 |
| Bharti Airtel Ltd. | INR | 75,219 | 336,689 | 0.05 |
| Eicher Motors Ltd. | INR | 1,548 | 513,487 | 0.08 |
| Godrej Consumer Products Ltd. | INR | 279,640 | 3,247,012 | 0.49 |
| Havells India Ltd. | INR | 157,110 | 1,556,135 | 0.23 |
| HDFC Bank Ltd., ADR | USD | 6,874 | 712,078 | 0.11 |
| HDFC Bank Ltd. | INR | 337,855 | 10,267,521 | 1.55 |
| Housing Development Finance Corp. Ltd. | INR | 43,269 | 1,219,917 | 0.18 |
| ICICI Bank Ltd., ADR | USD | 62,995 | 648,219 | 0.10 |
| ICICI Bank Ltd. | INR | 204,272 | 1,053,764 | 0.16 |
| Indus Gas Ltd. | GBP | 324,657 | 1,001,415 | 0.15 |
| IndusInd Bank Ltd. | INR | 35,103 | 804,128 | 0.12 |
| Kotak Mahindra Bank Ltd. | INR | 473,733 | 8,526,041 | 1.28 |
| MakeMyTrip Ltd. | USD | 44,510 | 1,082,928 | 0.16 |
| Maruti Suzuki India Ltd. | INR | 8,063 | 862,198 | 0.13 |
| Motherson Sumi Systems Ltd. | INR | 112,174 | 268,083 | 0.04 |
| Pidilite Industries Ltd. | INR | 81,673 | 1,296,017 | 0.20 |
| Piramal Enterprises Ltd. | INR | 18,452 | 629,493 | 0.09 |
| Reliance Industries Ltd. | INR | 796,283 | 12,788,546 | 1.93 |
| Shriram Transport Finance Co. Ltd. | INR | 65,629 | 1,165,605 | 0.18 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Tata Steel Ltd. | INR | 93,644 | 698,893 | 0.11 |
| UPL Ltd. | INR | 111,141 | 1,207,085 | 0.18 |
| | | | 57,654,251 | 8.69 |
| *Indonesia* | | | | |
| Astra International Tbk. PT | IDR | 1,575,000 | 900,861 | 0.14 |
| Bank Central Asia Tbk. PT | IDR | 2,068,900 | 3,740,709 | 0.56 |
| Matahari Department Store Tbk. PT | IDR | 1,068,600 | 416,145 | 0.06 |
| | | | 5,057,715 | 0.76 |
| *Ireland* | | | | |
| Ryanair Holdings plc, ADR | USD | 5,903 | 421,120 | 0.06 |
| | | | 421,120 | 0.06 |
| *Israel* | | | | |
| Teva Pharmaceutical Industries Ltd., ADR | USD | 41,239 | 635,905 | 0.10 |
| | | | 635,905 | 0.10 |
| *Italy* | | | | |
| Enel SpA | EUR | 45,229 | 261,386 | 0.04 |
| Ferrari NV | EUR | 4,322 | 429,729 | 0.07 |
| UniCredit SpA | EUR | 53,680 | 608,519 | 0.09 |
| | | | 1,299,634 | 0.20 |
| *Japan* | | | | |
| Asahi Group Holdings Ltd. | JPY | 6,400 | 249,273 | 0.04 |
| Asahi Intecc Co. Ltd. | JPY | 49,600 | 2,099,758 | 0.32 |
| Daikin Industries Ltd. | JPY | 8,200 | 874,951 | 0.13 |
| Disco Corp. | JPY | 1,900 | 222,755 | 0.03 |
| FANUC Corp. | JPY | 1,300 | 197,719 | 0.03 |
| Hamamatsu Photonics KK | JPY | 16,400 | 552,876 | 0.08 |
| Hoya Corp. | JPY | 9,300 | 561,284 | 0.08 |
| Inpex Corp. | JPY | 40,300 | 360,955 | 0.05 |
| Kansai Paint Co. Ltd. | JPY | 48,400 | 933,512 | 0.14 |
| Kao Corp. | JPY | 4,100 | 305,017 | 0.05 |
| Keyence Corp. | JPY | 8,600 | 4,368,852 | 0.66 |
| Kirin Holdings Co. Ltd. | JPY | 90,614 | 1,900,244 | 0.29 |
| Komatsu Ltd. | JPY | 10,300 | 222,295 | 0.03 |
| Lion Corp. | JPY | 21,200 | 439,068 | 0.07 |
| MISUMI Group, Inc. | JPY | 11,400 | 241,199 | 0.04 |
| Murata Manufacturing Co. Ltd. | JPY | 31,200 | 4,257,069 | 0.64 |
| Nidec Corp. | JPY | 17,600 | 2,003,193 | 0.30 |
| Pigeon Corp. | JPY | 11,400 | 488,846 | 0.07 |
| Renesas Electronics Corp. | JPY | 42,345 | 193,171 | 0.03 |
| Ryohin Keikaku Co. Ltd. | JPY | 9,500 | 2,301,218 | 0.35 |
| Shin-Etsu Chemical Co. Ltd. | JPY | 9,600 | 747,645 | 0.11 |
| SMC Corp. | JPY | 9,900 | 3,002,381 | 0.45 |
| SoftBank Group Corp. | JPY | 10,800 | 719,803 | 0.11 |
| Sony Corp. | JPY | 39,400 | 1,914,551 | 0.29 |
| Suzuki Motor Corp. | JPY | 13,800 | 700,922 | 0.11 |
| Tokyo Electron Ltd. | JPY | 10,522 | 1,201,431 | 0.18 |
| Topcon Corp. | JPY | 23,180 | 309,405 | 0.05 |
| Toyota Motor Corp. | JPY | 4,300 | 251,319 | 0.04 |
| Unicharm Corp. | JPY | 21,500 | 698,130 | 0.10 |
| | | | 32,318,842 | 4.87 |
| *Malaysia* | | | | |
| IHH Healthcare Bhd. | MYR | 646,700 | 843,488 | 0.13 |
| | | | 843,488 | 0.13 |
| *Mexico* | | | | |
| America Movil SAB de CV, ADR ‘L’ | USD | 111,989 | 1,595,843 | 0.24 |
| America Movil SAB de CV | MXN | 56,809 | 40,384 | 0.01 |
| Coca-Cola Femsa SAB de CV | MXN | 68,960 | 418,110 | 0.06 |
| Fibra Uno Administracion SA de CV, REIT | MXN | 315,581 | 350,722 | 0.05 |
| Fomento Economico Mexicano SAB de CV, ADR | USD | 1,584 | 136,303 | 0.02 |
| Fomento Economico Mexicano SAB de CV | MXN | 100,294 | 861,125 | 0.13 |
| Genomma Lab Internacional SAB de CV ‘B’ | MXN | 826,015 | 490,521 | 0.07 |
| Gruma SAB de CV ‘B’ | MXN | 43,828 | 496,673 | 0.08 |
| Infraestructura Energetica Nova SAB de CV | MXN | 88,338 | 329,361 | 0.05 |
| Kimberly-Clark de Mexico SAB de CV ‘A’ | MXN | 242,917 | 385,295 | 0.06 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Wal-Mart de Mexico SAB de CV, ADR 'V' | USD | 2,994 | 76,197 | 0.01 |
| Wal-Mart de Mexico SAB de CV | MXN | 388,970 | 989,064 | 0.15 |
| | | | 6,169,598 | 0.93 |
| *Netherlands* | | | | |
| Akzo Nobel NV | EUR | 10,422 | 840,647 | 0.13 |
| ASML Holding NV | EUR | 22,111 | 3,474,767 | 0.52 |
| Koninklijke DSM NV | EUR | 6,434 | 526,638 | 0.08 |
| Koninklijke Philips NV | EUR | 40,649 | 1,440,521 | 0.22 |
| | | | 6,282,573 | 0.95 |
| *New Zealand* | | | | |
| a2 Milk Co. Ltd. | AUD | 103,828 | 754,714 | 0.11 |
| | | | 754,714 | 0.11 |
| *Norway* | | | | |
| Yara International ASA | NOK | 20,575 | 793,588 | 0.12 |
| | | | 793,588 | 0.12 |
| *Peru* | | | | |
| Credicorp Ltd. | USD | 2,262 | 501,418 | 0.08 |
| | | | 501,418 | 0.08 |
| *Philippines* | | | | |
| Alliance Global Group, Inc. | PHP | 3,334,600 | 754,621 | 0.11 |
| Ayala Corp. | PHP | 27,330 | 467,757 | 0.07 |
| Ayala Land, Inc. | PHP | 1,794,100 | 1,385,195 | 0.21 |
| Bank of the Philippine Islands | PHP | 944,215 | 1,687,862 | 0.26 |
| Emperador, Inc. | PHP | 3,992,100 | 539,770 | 0.08 |
| International Container Terminal Services, Inc. | PHP | 2,088,830 | 3,972,292 | 0.60 |
| Metropolitan Bank & Trust Co. | PHP | 299,059 | 460,375 | 0.07 |
| SM Prime Holdings, Inc. | PHP | 719,241 | 489,661 | 0.07 |
| | | | 9,757,533 | 1.47 |
| *Russian Federation* | | | | |
| Aeroflot PJSC | USD | 274,443 | 398,538 | 0.06 |
| Lenta Ltd., Reg. S, GDR | USD | 26,440 | 81,567 | 0.01 |
| LUKOIL PJSC, ADR | USD | 6,482 | 463,333 | 0.07 |
| Moscow Exchange MICEX-RTS PJSC | USD | 587,557 | 683,059 | 0.10 |
| Novatek PJSC, Reg. S, GDR | USD | 2,805 | 479,655 | 0.07 |
| Rosneft Oil Co. PJSC, Reg. S, GDR | USD | 50,601 | 312,714 | 0.05 |
| Sberbank of Russia PJSC, ADR | USD | 334,248 | 3,663,358 | 0.55 |
| TCS Group Holding plc, Reg. S, GDR | USD | 1,800 | 28,008 | 0.01 |
| Yandex NV 'A' | USD | 36,576 | 1,000,354 | 0.15 |
| | | | 7,110,586 | 1.07 |
| *South Africa* | | | | |
| Capitec Bank Holdings Ltd. | ZAR | 47,344 | 3,678,929 | 0.55 |
| Discovery Ltd. | ZAR | 39,427 | 437,883 | 0.07 |
| FirstRand Ltd. | ZAR | 32,189 | 146,677 | 0.02 |
| Mr Price Group Ltd. | ZAR | 49,302 | 843,488 | 0.13 |
| MTN Group Ltd. | ZAR | 84,656 | 523,676 | 0.08 |
| Naspers Ltd. 'N' | ZAR | 20,869 | 4,195,224 | 0.63 |
| Remgro Ltd. | ZAR | 44,803 | 606,425 | 0.09 |
| Shoprite Holdings Ltd. | ZAR | 84,755 | 1,120,150 | 0.17 |
| | | | 11,552,452 | 1.74 |
| *South Korea* | | | | |
| Amorepacific Corp. | KRW | 1,329 | 249,530 | 0.04 |
| Hugel, Inc. | KRW | 1,653 | 565,172 | 0.08 |
| Hyundai Mobis Co. Ltd. | KRW | 4,142 | 705,306 | 0.11 |
| Hyundai Motor Co. | KRW | 27,563 | 2,927,241 | 0.44 |
| Samsung Electronics Co. Ltd. Preference | KRW | 4,065 | 115,669 | 0.02 |
| Samsung Electronics Co. Ltd. | KRW | 212,979 | 7,386,886 | 1.11 |
| Samsung SDI Co. Ltd. | KRW | 5,337 | 1,047,502 | 0.16 |
| SK Hynix, Inc. | KRW | 80,338 | 4,356,022 | 0.65 |
| | | | 17,353,328 | 2.61 |
| *Spain* | | | | |
| Amadeus IT Group SA 'A' | EUR | 47,856 | 3,335,919 | 0.50 |
| Grifols SA, ADR Preference | USD | 7,816 | 143,502 | 0.02 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Grifols SA Preference ‘B’ | EUR | 60,715 | 1,122,766 | 0.17 |
| Industria de Diseno Textil SA | EUR | 56,201 | 1,439,168 | 0.22 |
| | | | 6,041,355 | 0.91 |
| *Sweden* | | | | |
| Assa Abloy AB ‘B’ | SEK | 44,343 | 791,254 | 0.12 |
| Hexagon AB ‘B’ | SEK | 7,127 | 328,087 | 0.05 |
| Spotify Technology SA | USD | 2,056 | 233,356 | 0.03 |
| | | | 1,352,697 | 0.20 |
| *Switzerland* | | | | |
| DKSH Holding AG | CHF | 1,320 | 91,120 | 0.01 |
| LafargeHolcim Ltd. | CHF | 20,960 | 863,648 | 0.13 |
| Nestle SA | CHF | 63,773 | 5,177,623 | 0.78 |
| Novartis AG | CHF | 41,951 | 3,586,898 | 0.54 |
| SIG Combibloc Group AG | CHF | 38,826 | 413,185 | 0.06 |
| Sika AG | CHF | 6,516 | 826,019 | 0.12 |
| Straumann Holding AG | CHF | 1,548 | 973,308 | 0.15 |
| Temenos AG | CHF | 10,283 | 1,233,458 | 0.19 |
| | | | 13,165,259 | 1.98 |
| *Taiwan* | | | | |
| Largan Precision Co. Ltd. | TWD | 16,000 | 1,673,553 | 0.25 |
| Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd., ADR | USD | 27,769 | 1,024,954 | 0.16 |
| Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd. | TWD | 1,478,670 | 10,848,166 | 1.63 |
| | | | 13,546,673 | 2.04 |
| *Thailand* | | | | |
| Central Pattana PCL | THB | 141,200 | 324,162 | 0.05 |
| CP ALL PCL | THB | 252,700 | 533,573 | 0.08 |
| Intouch Holdings PCL ‘F’ | THB | 168,800 | 247,549 | 0.04 |
| Kasikornbank PCL | THB | 3,300 | 18,699 | — |
| Kasikornbank PCL, NVDR | THB | 83,600 | 475,000 | 0.07 |
| Thai Beverage PCL | SGD | 1,481,100 | 662,879 | 0.10 |
| | | | 2,261,862 | 0.34 |
| *Turkey* | | | | |
| Akbank T.A.S. | TRY | 451,971 | 585,833 | 0.09 |
| BIM Birlesik Magazalar A/S | TRY | 22,303 | 366,625 | 0.05 |
| Haci Omer Sabanci Holding A/S | TRY | 213,695 | 303,634 | 0.05 |
| KOC Holding A/S | TRY | 293,105 | 786,413 | 0.12 |
| Turkiye Garanti Bankasi A/S | TRY | 879,360 | 1,322,571 | 0.20 |
| | | | 3,365,076 | 0.51 |
| *United Arab Emirates* | | | | |
| DP World Ltd. | USD | 47,777 | 816,987 | 0.12 |
| | | | 816,987 | 0.12 |
| *United Kingdom* | | | | |
| Associated British Foods plc | GBP | 23,951 | 623,686 | 0.10 |
| AstraZeneca plc | GBP | 49,368 | 3,695,553 | 0.56 |
| BHP Group plc | GBP | 40,400 | 850,472 | 0.13 |
| British American Tobacco plc | GBP | 137,866 | 4,393,100 | 0.66 |
| Coca-Cola HBC AG | GBP | 8,374 | 261,714 | 0.04 |
| Energean Oil & Gas plc | GBP | 198,689 | 1,591,164 | 0.24 |
| Glencore plc | GBP | 329,706 | 1,224,379 | 0.19 |
| Gulf Keystone Petroleum Ltd. | GBP | 289,255 | 667,319 | 0.10 |
| GVC Holdings plc | GBP | 20,429 | 175,502 | 0.03 |
| Halma plc | GBP | 16,048 | 279,003 | 0.04 |
| Hikma Pharmaceuticals plc | GBP | 14,365 | 314,193 | 0.05 |
| Inchcape plc | GBP | 46,164 | 324,506 | 0.05 |
| InterContinental Hotels Group plc | GBP | 11,477 | 619,813 | 0.09 |
| Johnson Matthey plc | GBP | 26,543 | 946,950 | 0.14 |
| NMC Health plc | GBP | 11,953 | 416,838 | 0.06 |
| Prudential plc | GBP | 133,890 | 2,392,600 | 0.36 |
| Reckitt Benckiser Group plc | GBP | 13,666 | 1,047,385 | 0.16 |
| Rio Tinto plc | GBP | 28,053 | 1,333,712 | 0.20 |
| Rolls-Royce Holdings plc Preference | GBP | 5,175,782 | 6,597 | — |
| Rolls-Royce Holdings plc | GBP | 90,209 | 954,337 | 0.14 |
| Royal Dutch Shell plc, ADR ‘B’ | USD | 6,993 | 419,160 | 0.06 |
| Royal Dutch Shell plc ‘A’ | GBP | 14,199 | 417,612 | 0.06 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Royal Dutch Shell plc ‘B’ | GBP | 115,101 | 3,432,961 | 0.52 |
| Sirius Minerals plc | GBP | 2,098,914 | 556,457 | 0.08 |
| Vivo Energy plc, Reg. S | GBP | 257,594 | 410,412 | 0.06 |
| | | | 27,355,425 | 4.12 |
| *United States of America* | | | | |
| Abbott Laboratories | USD | 45,372 | 3,281,757 | 0.49 |
| AbbVie, Inc. | USD | 32,432 | 2,989,906 | 0.45 |
| Acacia Communications, Inc. | USD | 20,911 | 794,618 | 0.12 |
| Activision Blizzard, Inc. | USD | 35,762 | 1,665,436 | 0.25 |
| Adobe, Inc. | USD | 946 | 214,023 | 0.03 |
| Air Products & Chemicals, Inc. | USD | 2,411 | 385,881 | 0.06 |
| Alcoa Corp. | USD | 26,455 | 703,174 | 0.11 |
| Alphabet, Inc. ‘A’ | USD | 2,365 | 2,471,330 | 0.37 |
| Alphabet, Inc. ‘C’ | USD | 8,669 | 8,977,703 | 1.35 |
| American Tower Corp., REIT | USD | 11,305 | 1,788,338 | 0.27 |
| Amphenol Corp. ‘A’ | USD | 8,354 | 676,841 | 0.10 |
| Apple, Inc. | USD | 1,631 | 257,274 | 0.04 |
| Baker Hughes a GE Co. | USD | 17,359 | 373,218 | 0.06 |
| BioMarin Pharmaceutical, Inc. | USD | 32,007 | 2,725,396 | 0.41 |
| Boeing Co. (The) | USD | 7,976 | 2,572,260 | 0.39 |
| Booking Holdings, Inc. | USD | 2,181 | 3,756,598 | 0.57 |
| Broadcom, Inc. | USD | 22,649 | 5,759,188 | 0.87 |
| Caterpillar, Inc. | USD | 1,423 | 180,821 | 0.03 |
| Celanese Corp. | USD | 7,056 | 634,828 | 0.10 |
| Chevron Corp. | USD | 4,827 | 525,129 | 0.08 |
| Chubb Ltd. | USD | 1,372 | 177,235 | 0.03 |
| Coca-Cola Co. (The) | USD | 25,396 | 1,202,501 | 0.18 |
| Cummins, Inc. | USD | 5,226 | 698,403 | 0.10 |
| Danaher Corp. | USD | 2,681 | 276,465 | 0.04 |
| Deere & Co. | USD | 4,251 | 634,122 | 0.09 |
| Domino’s Pizza, Inc. | USD | 4,724 | 1,171,505 | 0.18 |
| Elastic NV | USD | 1,434 | 102,502 | 0.01 |
| Electronic Arts, Inc. | USD | 4,504 | 355,411 | 0.05 |
| EPAM Systems, Inc. | USD | 8,724 | 1,012,071 | 0.15 |
| Exxon Mobil Corp. | USD | 13,587 | 926,497 | 0.14 |
| Facebook, Inc. ‘A’ | USD | 28,086 | 3,681,794 | 0.55 |
| Freeport-McMoRan, Inc. ‘B’ | USD | 30,841 | 317,971 | 0.05 |
| General Motors Co. | USD | 49,299 | 1,649,052 | 0.25 |
| Halliburton Co. | USD | 25,678 | 682,521 | 0.10 |
| Herbalife Nutrition Ltd. | USD | 12,597 | 742,593 | 0.11 |
| Illumina, Inc. | USD | 4,091 | 1,227,014 | 0.18 |
| Inphi Corp. | USD | 10,501 | 337,607 | 0.05 |
| Intel Corp. | USD | 15,842 | 743,465 | 0.11 |
| International Flavors & Fragrances, Inc. | USD | 7,939 | 1,065,969 | 0.16 |
| Johnson Controls International plc | USD | 6,475 | 191,984 | 0.03 |
| Kosmos Energy Ltd. | USD | 371,530 | 1,512,127 | 0.23 |
| Linde plc | USD | 5,920 | 923,757 | 0.14 |
| Marriott International, Inc. ‘A’ | USD | 32,596 | 3,538,622 | 0.53 |
| Mastercard, Inc. ‘A’ | USD | 36,876 | 6,956,657 | 1.05 |
| Mellanox Technologies Ltd. | USD | 4,082 | 377,095 | 0.06 |
| MercadoLibre, Inc. | USD | 12,089 | 3,540,264 | 0.53 |
| Merck & Co., Inc. | USD | 9,793 | 748,283 | 0.11 |
| MGM Resorts International | USD | 9,307 | 225,788 | 0.03 |
| Micron Technology, Inc. | USD | 154,027 | 4,887,277 | 0.74 |
| Microsoft Corp. | USD | 59,983 | 6,092,473 | 0.92 |
| Mondelez International, Inc. ‘A’ | USD | 5,926 | 237,218 | 0.04 |
| Moody’s Corp. | USD | 6,701 | 938,408 | 0.14 |
| NIKE, Inc. ‘B’ | USD | 21,185 | 1,570,656 | 0.24 |
| Noble Energy, Inc. | USD | 42,501 | 797,319 | 0.12 |
| NVIDIA Corp. | USD | 1,985 | 264,997 | 0.04 |
| Occidental Petroleum Corp. | USD | 13,138 | 806,410 | 0.12 |
| PepsiCo, Inc. | USD | 8,232 | 909,471 | 0.14 |
| PerkinElmer, Inc. | USD | 18,319 | 1,438,957 | 0.22 |
| Pfizer, Inc. | USD | 10,040 | 438,246 | 0.07 |
| Samsonite International SA | HKD | 659,013 | 1,872,555 | 0.28 |
| Schlumberger Ltd. | USD | 15,858 | 572,157 | 0.09 |
| Skyworks Solutions, Inc. | USD | 8,884 | 595,406 | 0.09 |
| TE Connectivity Ltd. | USD | 4,410 | 333,528 | 0.05 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Thermo Fisher Scientific, Inc. | USD | 17,886 | 4,002,708 | 0.60 |
| TransDigm Group, Inc. | USD | 1,881 | 639,653 | 0.10 |
| Trimble, Inc. | USD | 16,599 | 546,273 | 0.08 |
| Twenty-First Century Fox, Inc. ‘A’ | USD | 8,407 | 404,545 | 0.06 |
| Visa, Inc. ‘A’ | USD | 27,045 | 3,568,317 | 0.54 |
| Waters Corp. | USD | 6,602 | 1,245,467 | 0.19 |
| Western Union Co. (The) | USD | 20,052 | 342,087 | 0.05 |
| Wynn Resorts Ltd. | USD | 4,816 | 476,351 | 0.07 |
| Yum! Brands, Inc. | USD | 3,009 | 276,587 | 0.04 |
| Zoetis, Inc. | USD | 19,848 | 1,697,798 | 0.26 |
| | | | 110,707,858 | 16.68 |
| *Viet Nam* | | | | |
| Vinhomes JSC, Reg. S | VND | 142,269 | 450,207 | 0.07 |
| | | | 450,207 | 0.07 |
| **株式合計** | | | **560,986,475** | **84.51** |
| **公的な市場に上場している譲渡可能な有価証券と短期金融商品の合計** | | | **593,772,340** | **89.45** |
| **その他の規制のある市場で取引されている譲渡可能な有価証券と短期金融商品** | | | | |
| **債券** | | | | |
| *Argentina* | | | | |
| Argentina Government Bond, FRN 51.865% 11/03/2019 | ARS | 3,233,760 | 85,941 | 0.01 |
| | | | 85,941 | 0.01 |
| *Dominican Republic* | | | | |
| Dominican Republic Government Bond, 144A 7.45% 30/04/2044 | USD | 125,000 | 130,312 | 0.02 |
| | | | 130,312 | 0.02 |
| *Egypt* | | | | |
| Egypt Treasury Bill 0% 04/06/2019 | EGP | 9,700,000 | 503,124 | 0.08 |
| | | | 503,124 | 0.08 |
| *Italy* | | | | |
| UniCredit SpA, Reg. S, FRN 8% Perpetual | USD | 500,000 | 445,750 | 0.07 |
| | | | 445,750 | 0.07 |
| *Mexico* | | | | |
| Petroleos Mexicanos 6.875% 04/08/2026 | USD | 20,000 | 19,490 | — |
| | | | 19,490 | — |
| *Netherlands* | | | | |
| Teva Pharmaceutical Finance Netherlands III BV 6% 15/04/2024 | USD | 290,000 | 280,038 | 0.04 |
| | | | 280,038 | 0.04 |
| *Nigeria* | | | | |
| Nigeria Treasury Bill 0% 07/02/2019 | NGN | 35,000,000 | 94,740 | 0.01 |
| | | | 94,740 | 0.01 |
| *Paraguay* | | | | |
| Paraguay Government Bond, 144A 5.6% 13/03/2048 | USD | 200,000 | 197,500 | 0.03 |
| | | | 197,500 | 0.03 |
| **債券合計** | | | **1,756,895** | **0.26** |
| **株式** | | | | |
| *China* | | | | |
| Ping An Healthcare and Technology Co. Ltd. | HKD | 143,300 | 505,087 | 0.08 |
| | | | 505,087 | 0.08 |
| *India* | | | | |
| Axis Bank Ltd.[1] | INR | 105,385 | 284,789 | 0.04 |
| | | | 284,789 | 0.04 |
| **株式合計** | | | **789,876** | **0.12** |
| **その他の規制のある市場で取引されている譲渡可能な有価証券と短期金融商品の合計** | | | **2,546,771** | **0.38** |
| **その他譲渡可能な有価証券と短期金融商品** | | | | |
| **株式** | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Russian Federation | | | | |
| EN+ Group plc, Reg. S, GDR [1] | USD | 254,662 | 1,531,079 | 0.23 |
| | | | 1,531,079 | 0.23 |
| Viet Nam | | | | |
| Vietnam Technological & Commercial Joint Stock Bank | VND | 657,202 | 789,096 | 0.12 |
| | | | 789,096 | 0.12 |
| **株式合計** | | | **2,320,175** | **0.35** |
| **パーティシペーション・ノート** | | | | |
| *China* | | | | |
| Aier Eye Hospital Group Co. Ltd. ‘A’ 0% 19/07/2019 [1] | USD | 260,100 | 996,339 | 0.15 |
| | | | 996,339 | 0.15 |
| **パーティシペーション・ノート合計** | | | **996,339** | **0.15** |
| **その他譲渡可能な有価証券と短期金融商品の合計** | | | **3,316,514** | **0.50** |
| **UCITS準拠ファンド、もしくは他の譲渡可能証券への集合投資事業** | | | | |
| **集団投資スキーム- UCITS** | | | | |
| *Luxembourg* | | | | |
| JPMorgan US Dollar Treasury Liquidity Fund - JPM US Dollar Treasury Liquidity Institutional (dist.) | USD | 42,737,963 | 42,737,963 | 6.44 |
| | | | 42,737,963 | 6.44 |
| **集団投資スキーム合計- UCITS** | | | **42,737,963** | **6.44** |
| **UCITS準拠ファンド、もしくは他の譲渡可能証券への集合投資事業合計** | | | **42,737,963** | **6.44** |

| | | |
|---|---|---|
| **投資総額** | **642,373,588** | **96.77** |
| **銀行預金** | **20,566,411** | **3.10** |
| **その他の純資産／（負債）** | **858,993** | **0.13** |
| **純資産総額** | **663,798,992** | **100.00** |

[1].証券は取締役会により公正な価値で評価されている。

[2].債務不履行中。

**先物為替予約**

| 買通貨 | 購入総額 | 売通貨 | 売却総額 | 決済日 | カウンター・パーティ | 未実現利益／(損失)（ＵＳＤ） | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| BRL | 150,000 | USD | 38,261 | 10/01/2019 | Citibank | 415 | — |
| BRL | 2,150,000 | USD | 550,520 | 10/01/2019 | Morgan Stanley | 3,847 | — |
| USD | 672,622 | BRL | 2,560,000 | 10/01/2019 | Citibank | 12,539 | — |
| MXN | 8,170,000 | USD | 399,941 | 11/01/2019 | Citibank | 15,368 | — |
| EUR | 86,300 | USD | 98,572 | 14/01/2019 | Citibank | 399 | — |
| USD | 494,679 | BRL | 1,901,000 | 14/01/2019 | Goldman Sachs | 4,613 | — |
| USD | 1,554,722 | CNH | 10,650,000 | 18/01/2019 | HSBC | 4,135 | — |
| **先物為替予約の未実現益** | | | | | | **41,316** | — |
| **AUD Hedged Share Class** | | | | | | | |
| USD | 21,402 | AUD | 30,037 | 18/01/2019 | J.P. Morgan | 239 | — |
| **EUR Hedged Share Class** | | | | | | | |
| EUR | 5,914,056 | USD | 6,740,069 | 18/01/2019 | J.P. Morgan | 44,771 | 0.01 |
| **JPY Hedged Share Class** | | | | | | | |
| JPY | 8,502,970,115 | USD | 75,353,885 | 18/01/2019 | J.P. Morgan | 2,323,587 | 0.35 |
| **ヘッジ・シェアクラスの先物為替予約の未実現益** | | | | | | **2,368,597** | **0.36** |
| **先物為替予約の未実現益合計** | | | | | | **2,409,913** | **0.36** |
| USD | 401,982 | MXN | 8,170,000 | 11/01/2019 | BNY Mellon | (13,327) | — |
| USD | 98,635 | EUR | 86,300 | 14/01/2019 | J.P. Morgan | (335) | — |
| USD | 279,560 | INR | 20,085,000 | 22/01/2019 | Citibank | (7,485) | — |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| USD | 368,600 | GBP | 293,000 | 28/01/2019 | BNY Mellon | (5,348) | — |
| **先物為替予約の未実現損** | | | | | | **(26,495)** | — |
| **AUD Hedged Share Class** | | | | | | | |
| AUD | 748,355 | USD | 538,114 | 18/01/2019 | J.P. Morgan | (10,841) | — |
| **EUR Hedged Share Class** | | | | | | | |
| USD | 311,308 | EUR | 272,804 | 18/01/2019 | J.P. Morgan | (1,665) | — |
| **JPY Hedged Share Class** | | | | | | | |
| USD | 6,319,112 | JPY | 705,324,382 | 18/01/2019 | J.P. Morgan | (124,261) | (0.02) |
| **ヘッジ・シェアクラスの先物為替予約の未実現損** | | | | | | **(136,767)** | **(0.02)** |
| **先物為替予約の未実現損合計** | | | | | | **(163,262)** | **(0.02)** |
| **先物為替予約の未実現損益総額** | | | | | | **2,246,651** | **0.34** |

**添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。**

**キャピタル・グループ・ニュー・ワールド・ファンド（LUX）**

**損益および純資産変動計算書**

**2018年12月31日現在**

| | (USD) |
|---|---|
| **収益** | |
| 受取配当金 (源泉徴収税額控除後) | 18,082,097 |
| 債券および転換社債に係る利息 (源泉徴収税額控除後) | 4,538,613 |
| 銀行預金利息 | 623,304 |
| スワップ取引 | — |
| 収益小計 | 23,244,014 |
| **費用** | |
| 運用報酬 | 827,574 |
| 管理手数料 | 513,038 |
| 専門家サービス | 582,645 |
| 年次税 | 169,409 |
| デポジタリー・カストディ費用およびファンド管理手数料 | 345,977 |
| 印刷費用 | 153,046 |
| その他費用 | 166,835 |
| 当座貸越利息 * | — |
| スワップ取引 | — |
| 費用小計 | 2,758,524 |
| 費用の払戻し | 176,873 |
| **投資純利益／(損失)（a)** | 20,662,363 |
| 実現純利益／(損失) | |
| 投資有価証券の売却取引 | (2,070,683) |
| スワップ取引 | — |
| 金融先物取引 | — |
| 為替取引 | (2,452,147) |
| **当期実現純利益／(損失)（b)** | (4,522,830) |
| 未実現評価利益／(損失)の増減 | |
| 投資有価証券 | (143,491,456) |

| | |
|---|---|
| スワップ取引 | — |
| 為替取引 | 1,564,815 |
| 金融先物取引 | — |
| **当期未実現評価利益／(損失)の増減（c）** | (141,926,641) |
| | |
| **当期損益（a+b+c）** | (125,787,108) |
| **配当金の分配** | (28,415) |
| | |
| 当期投資証券の差引増減額 | (598,185,842) |
| 期首純資産総額 | 1,387,800,357 |
| | — |
| **期末純資産総額** | 663,798,992 |

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

*主に中央銀行が実施するマイナス金利政策によるものです。

## 日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）」および「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」の投資対象である「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」は、「日本短期債券マザーファンド」受益証券を投資対象としており、同マザーファンドにおける計算日直近の組入有価証券は次のとおりであります。本情報は同マザーファンドの投信運用会社である三菱UFJ国際投信株式会社からの資料に基づき委託会社が作成したものでありますが、これらは監査意見の対象外であります。

なお、同ファンド（「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」）は、三菱UFJ国際投信株式会社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、設定日（2007年9月26日）より各計算期間の財務諸表について、監査を受けております。なお、直近の計算期間は2018年7月24日から2019年7月22日までとなっております。ただし、同マザーファンド（「日本短期債券マザーファンド」）は当該監査の対象ではありません。

### 「日本短期債券マザーファンド」の組入有価証券の状況

（有価証券明細表）　（2019年7月22日現在）

| 国名 | 銘柄名 | 利率（%） | 償還日 | 種類 | 額面(千円) | 評価額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 単価(円) | 評価金額（円） |
| 日本 | 第4回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債（2014） | 0.425 | 2019/11/28 | 社債券 | 100,000 | 100.111 | 100,111,000 |
| 日本 | 第2回マラヤン・バンキング・ベルハッド円貨社債（2015） | 0.509 | 2020/4/30 | 社債券 | 100,000 | 100.236 | 100,236,000 |
| 日本 | 第19回ルノー円貨社債（2017） | 0.36 | 2020/7/6 | 社債券 | 100,000 | 99.774 | 99,774,000 |
| 日本 | 第11回ウエストパック・バンキング・コーポレーション円貨社債（2016） | 0.3 | 2021/1/22 | 社債券 | 100,000 | 100.271 | 100,271,000 |
| 日本 | 第8回ケーティー円貨社債（2018） | 0.3 | 2020/11/13 | 社債券 | 100,000 | 100.069 | 100,069,000 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 第527回関西電力（一般担保付） | 0.28 | 2024/4/25 | 社債券 | 100,000 | 100.424 | 100,424,000 |
| 日本 | 第50回日本電気（社債間限定同順位特約付） | 0.29 | 2022/6/15 | 社債券 | 100,000 | 100.375 | 100,375,000 |
| 日本 | 第31回ソニー | 0.23 | 2021/9/17 | 社債券 | 100,000 | 100.247 | 100,247,000 |
| 日本 | 第1回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(社債間限定同順位特約付) | 0.12 | 2020/10/30 | 社債券 | 100,000 | 100.108 | 100,108,000 |
| 日本 | 第22回あおぞら銀行(社債間限定同順位特約付) | 0.1 | 2021/12/10 | 社債券 | 100,000 | 99.93 | 99,930,000 |
| 日本 | 第28回三菱東京ＵＦＪ銀行（劣後特約付） | 1.56 | 2021/1/20 | 社債券 | 100,000 | 102.123 | 102,123,000 |
| 日本 | 第6回りそな銀行（劣後特約付） | 2.084 | 2020/3/4 | 社債券 | 100,000 | 101.227 | 101,227,000 |
| 日本 | 第23回三井住友銀行（劣後特約付） | 1.61 | 2020/12/17 | 社債券 | 100,000 | 102.105 | 102,105,000 |
| 日本 | 第５回イオンフィナンシャルサービス（社債間限定同順位特約付） | 0.23 | 2022/5/27 | 社債券 | 100,000 | 100.087 | 100,087,000 |
| 日本 | 第75回アコム（特定社債間限定同順位特約付） | 0.309 | 2023/2/28 | 社債券 | 100,000 | 100.127 | 100,127,000 |
| 日本 | 第27回大和証券グループ本社（社債間限定同順位特約付） | 0.4 | 2023/4/25 | 社債券 | 100,000 | 100.752 | 100,752,000 |
| 日本 | 第44回野村ホールディングス | 0.723 | 2021/2/25 | 社債券 | 100,000 | 100.977 | 100,977,000 |
| 日本 | 第29回相鉄ホールディングス（相模鉄道株式会社保証付） | 0.91 | 2020/6/25 | 社債券 | 100,000 | 100.765 | 100,765,000 |
| 合　計 | | | | | 1,800,000 | | 1,809,708,000 |

## ２【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

#### キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）

2019年10月31日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 3,602,498,011円 |
| Ⅱ　負債総額 | 51,478,183円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 3,551,019,828円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 3,259,583,833口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.0894円 |

#### キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）

2019年10月31日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 27,024,635,137円 |
| Ⅱ　負債総額 | 180,507,820円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 26,844,127,317円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 23,921,550,715口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.1222円 |

#### （参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）

2019年10月31日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 4,622,897,442円 |
| Ⅱ　負債総額 | 45,600,000円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 4,577,297,442円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 4,030,107,512口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.1358円 |

#### （参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

2019年10月31日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 26,935,071,301円 |
| Ⅱ　負債総額 | 45,000,000円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 26,890,071,301円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 22,997,980,207口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.1692円 |

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

2019年7月22日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 158,035,295円 |
| Ⅱ　負債総額 | 113,668円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 157,921,627円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 149,752,007口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.0546円 |

## 第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益権の帰属と受益証券の不発行

各ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

①各ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。各ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予め各ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

②委託会社は、各ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

④委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

⑤受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（２）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（３）名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

（４）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

# 第三部【委託会社等の情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2019年10月31日現在）

資本金の額　　４億5,000万円
発行可能株式総数　７万5,000株
発行済株式総数　　５万6,400株

過去５年間における資本金の額の増減
該当事項はありません。

（２）会社の機構（2019年10月31日現在）

①会社の意思決定機構

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は３名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後２年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選定します。また、取締役会は、取締役中から社長１名、副社長、専務取締役および常務取締役各１名以上を選定することができます。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたります。取締役会は3ヵ月に1度開催し、その他必要のつど随時開催するものとします。取締役会の招集通知は1週間前までに発するものとします。ただし、取締役全員および監査役全員の同意があるときは、特定の取締役会について前記の招集期間を短縮することができます。また、取締役全員および監査役全員の出席あるときもしくは全員の同意あるときは、取締役会招集の手続を省略することができます。

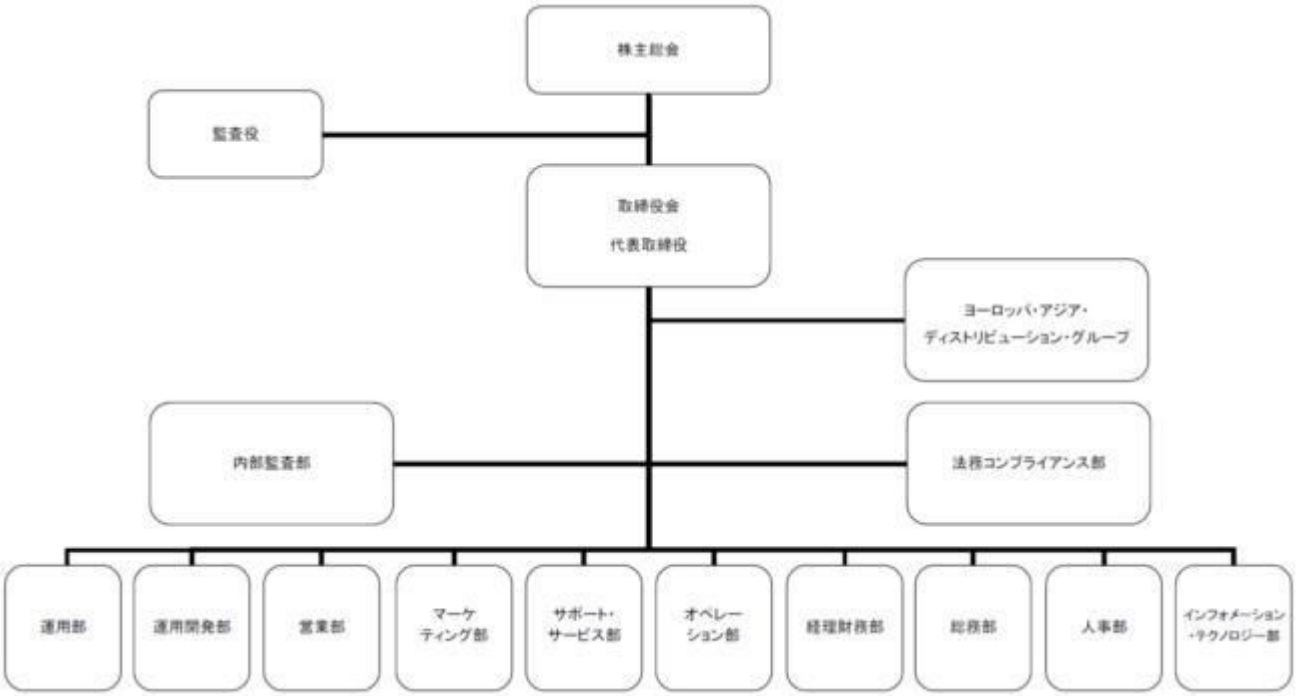

②投資運用の意思決定機構

ファンドの運用体制は、運用部がマザーファンド等を含むファンドの組入方針等、ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

また、マザーファンド等を含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は2019年10月31日現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

| 種類 | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 28 | 360,371 |
| 合計 | 28 | 360,371 |

## 3【委託会社等の経理状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づき作成しております。

なお、当事業年度（自2018年7月1日　至2019年6月30日）の財務諸表に含まれる比較情報のうち、改正府令による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自2018年7月1日　至2019年6月30日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### （1）【貸借対照表】

| | | 前事業年度<br>(2018年6月30日現在) | | 当事業年度<br>(2019年6月30日現在) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | 注記番号 | 内訳<br>(千円) | 金額<br>(千円) | 内訳<br>(千円) | 金額<br>(千円) |
| (資産の部) | | | | | |
| Ⅰ.流動資産 | | | | | |
| 1.現金・預金 | | | 2,806,224 | | 3,337,395 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 2.前払費用 | | | 53,462 | | 47,465 |
| 3.未収入金 | *2 | | 800,636 | | 706,625 |
| 4.未収委託者報酬 | | | 1,691,078 | | 1,109,782 |
| 5.未収運用受託報酬 | | | 369,874 | | 313,553 |
| 6.立替金 | | | 10,380 | | 5,699 |
| 流動資産計 | | | 5,731,657 | | 5,520,521 |
| Ⅱ.固定資産 | | | | | |
| 1.有形固定資産 | | | 85,880 | | 96,031 |
| 建物 | *1 | — | | 4,836 | |
| 器具備品 | *1 | 85,880 | | 91,195 | |
| 2.無形固定資産 | | | 2,389 | | 1,358 |
| ソフトウェア | | 2,389 | | 1,358 | |
| 3.投資その他の資産 | | | 499,521 | | 489,777 |
| (1)投資有価証券 | | — | | 100 | |
| (2)保険積立金 | | 11,087 | | 11,637 | |
| (3)長期差入保証金 | | 274,505 | | 275,361 | |
| (4)繰延税金資産 | | 213,929 | | 202,678 | |
| 固定資産計 | | | 587,791 | | 587,167 |
| 資産合計 | | | 6,319,448 | | 6,107,689 |
| (負債の部) | | | | | |
| Ⅰ.流動負債 | | | | | |
| 1.預り金 | | | 24,712 | | 27,236 |
| 2.未払金 | | | 1,722,481 | | 1,250,500 |
| (1)未払手数料 | | 1,048,528 | | 675,208 | |
| (2)その他未払金 | *2 | 673,953 | | 575,291 | |
| 3.未払費用 | | | 105,350 | | 89,765 |
| 4.未払法人税等 | | | 58,426 | | 66,839 |
| 5.未払消費税等 | | | 185,732 | | 28,660 |
| 6.賞与引当金 | | | 125,085 | | 131,201 |
| 7.役員賞与引当金 | | | 1,075 | | 1,087 |
| 流動負債計 | | | 2,222,864 | | 1,595,290 |
| Ⅱ.固定負債 | | | | | |
| 1.退職給付引当金 | | | 1,382,398 | | 1,398,224 |
| 2.資産除去債務 | | | 247,065 | | 250,662 |
| 固定負債計 | | | 1,629,463 | | 1,648,886 |
| 負債合計 | | | 3,852,328 | | 3,244,177 |
| (純資産の部) | | | | | |
| Ⅰ.株主資本 | | | | | |
| 1.資本金 | | | 450,000 | | 450,000 |
| 2.資本剰余金 | | | 582,736 | | 582,736 |
| 資本準備金 | | 582,736 | | 582,736 | |
| 3.利益剰余金 | | | 1,434,383 | | 1,830,775 |
| その他利益剰余金 | | 1,434,383 | | 1,830,775 | |
| 繰越利益剰余金 | | 1,434,383 | | 1,830,775 | |
| 株主資本計 | | | 2,467,120 | | 2,863,511 |
| 純資産合計 | | | 2,467,120 | | 2,863,511 |
| 負債・純資産合計 | | | 6,319,448 | | 6,107,689 |

（２）【損益計算書】

| | | 前事業年度<br>（自2017年7月1日<br>至2018年6月30日） | | 当事業年度<br>（自2018年7月1日<br>至2019年6月30日） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | 注記番号 | 内訳<br>（千円） | 金額<br>（千円） | 内訳<br>（千円） | 金額<br>（千円） |
| Ⅰ.営業収益 | | | | | |
| 1.委託者報酬 | | | 4,598,906 | | 4,365,216 |
| 2.運用受託報酬 | | | 2,006,449 | | 1,786,160 |
| 3.その他営業収益 | *1*2 | | 6,049,621 | | 5,911,077 |
| 営業収益計 | | | 12,654,977 | | 12,062,454 |
| Ⅱ.営業費用 | | | | | |
| 1.支払手数料 | *1*2 | | 8,543,059 | | 7,886,316 |
| 2.広告宣伝費 | | | 78,942 | | 89,348 |
| 3.調査費 | | | 233,750 | | 253,881 |
| 4.営業雑経費 | | | 38,401 | | 39,873 |
| (1)通信費 | | 19,405 | | 18,541 | |
| (2)印刷費 | | 10,298 | | 9,981 | |
| (3)協会費 | | 8,697 | | 11,349 | |
| 営業費用計 | | | 8,894,154 | | 8,269,419 |
| Ⅲ.一般管理費 | | | | | |
| 1.給料 | | | 2,038,647 | | 1,977,924 |
| (1)役員報酬 | | 53,136 | | 57,091 | |
| (2)給料・手当 | | 988,334 | | 1,022,438 | |
| (3)賞与 | | 871,015 | | 766,106 | |
| (4)賞与引当金繰入額 | | 125,085 | | 131,201 | |
| (5)役員賞与引当金繰入額 | | 1,075 | | 1,087 | |
| 2.交際費 | | | 12,662 | | 19,713 |
| 3.寄付金 | | | 6,668 | | 7,335 |
| 4.旅費交通費 | | | 102,443 | | 109,021 |
| 5.租税公課 | | | 36,132 | | 41,091 |
| 6.不動産賃借料 | | | 315,983 | | 343,281 |
| 7.退職給付費用 | | | 191,932 | | 235,235 |
| 8.固定資産減価償却費 | | | 17,125 | | 21,896 |
| 9.器具備品賃借料 | | | 4,223 | | 8,008 |
| 10.消耗品費 | | | 18,003 | | 17,264 |
| 11.事務委託費 | | | 65,542 | | 55,522 |
| 12.採用費 | | | 13,725 | | 17,024 |
| 13.福利厚生費 | | | 194,768 | | 238,182 |
| 14.共通発生経費負担額 | | | 184,701 | | 202,906 |
| 15.諸経費 | | | 7,598 | | 8,122 |
| 一般管理費計 | | | 3,210,160 | | 3,302,532 |
| 営業利益 | | | 550,662 | | 490,501 |
| Ⅳ.営業外収益 | | | | | |
| 1.有価証券売却益 | | | 2 | | 11 |
| 2.受取利息及び配当金 | | | 6,754 | | 4,423 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3.雑収入 | | | 527 | | 105 |
| 営業外収益計 | | | 7,284 | | 4,540 |
| Ⅴ.営業外費用 | | | | | |
| 1.為替差損 | | | 6,735 | | 1,617 |
| 2.事務過誤費 | | | 42,579 | | - |
| 3.固定資産除却損 | | | 3,249 | | 204 |
| 営業外費用計 | | | 52,565 | | 1,822 |
| 経常利益 | | | 505,381 | | 493,220 |
| 税引前当期純利益 | | | 505,381 | | 493,220 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 79,832 | | 85,578 |
| 法人税等調整額 | | | △11,716 | | 11,250 |
| 当期純利益 | | | 437,265 | | 396,391 |

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2017年7月1日　至2018年6月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 450,000 | 582,736 | 582,736 | 997,117 | 997,117 | 2,029,854 | 2,029,854 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 437,265 | 437,265 | 437,265 | 437,265 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 437,265 | 437,265 | 437,265 | 437,265 |
| 当期末残高 | 450,000 | 582,736 | 582,736 | 1,434,383 | 1,434,383 | 2,467,120 | 2,467,120 |

当事業年度（自2018年7月1日　至2019年6月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 450,000 | 582,736 | 582,736 | 1,434,383 | 1,434,383 | 2,467,120 | 2,467,120 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 396,391 | 396,391 | 396,391 | 396,391 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 396,391 | 396,391 | 396,391 | 396,391 |
| 当期末残高 | 450,000 | 582,736 | 582,736 | 1,830,775 | 1,830,775 | 2,863,511 | 2,863,511 |

[重要な会計方針]

１．有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの
当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産
定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品3～15年であります。
(2)無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年）に基づいております。

３．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準
(1)賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
(2)役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
(3)退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　平成30年3月30日）
「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　平成30年3月30日）
(1)概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。
ステップ1 ： 顧客との契約を識別する。
ステップ2 ： 契約における履行義務を識別する。
ステップ3 ： 取引価格を算定する。
ステップ4 ： 契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5 ： 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。
(2)適用予定日
2022年6月期の期首より適用予定であります。
(3)当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[表示方法の変更]

| 当事業年度<br>（自2018年7月1日　至2019年6月30日） |
|---|
| 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更<br>「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。<br>この結果、前事業年度の貸借対照表における「流動資産」の「繰延税金資産」203,781千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」213,929千円に含めて表示しております。<br>また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。 |

[注記事項]
(貸借対照表関係)

| 前事業年度<br>（2018年6月30日現在） | 当事業年度<br>（2019年6月30日現在） |
|---|---|
| *1.有形固定資産の減価償却累計額<br>器具備品　39,478千円<br><br>*2.関係会社に対する資産及び負債<br>未収入金　800,636千円<br>その他未払金　644,665千円 | *1.有形固定資産の減価償却累計額<br>建物　27千円<br>器具備品　59,910千円<br><br>*2.関係会社に対する資産及び負債<br>未収入金　706,625千円<br>その他未払金　524,266千円 |

(損益計算書関係)

| 前事業年度<br>（自2017年7月1日　至2018年6月30日） | 当事業年度<br>（自2018年7月1日　至2019年6月30日） |
|---|---|

| | |
|---|---|
| *1.　当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。<br>　その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。<br>*2.　関係会社との取引<br>その他営業収益　6,049,621千円<br>支払手数料　5,123,000千円 | *1.　当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。<br>　その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。<br>*2.　関係会社との取引<br>その他営業収益　5,911,077千円<br>支払手数料　4,861,650千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

| 前事業年度<br>（自2017年7月1日　至2018年6月30日） | 当事業年度<br>（自2018年7月1日　至2019年6月30日） |
|---|---|
| 1.　発行済株式の種類及び総数 | 1.　発行済株式の種類及び総数 |

前事業年度

| 株式の種類 | 当事業年度期首（株） | 増加（株） | 減少（株） | 当事業年度末（株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 56,400 | - | - | 56,400 |

当事業年度

| 株式の種類 | 当事業年度期首（株） | 増加（株） | 減少（株） | 当事業年度末（株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 56,400 | - | - | 56,400 |

[リース取引関係]

| 前事業年度<br>（自2017年7月1日　至2018年6月30日） | 当事業年度<br>（自2018年7月1日　至2019年6月30日） |
|---|---|
| 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引<br>当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。<br>2. オペレーティング・リース取引<br>(借主側)<br>未経過リース料<br>1年以内　315,372　千円<br>1年超　1,429,049　千円<br>合計　1,744,421　千円 | 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引<br>当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。<br>2. オペレーティング・リース取引<br>(借主側)<br>未経過リース料<br>1年以内　329,780　千円<br>1年超　1,099,269　千円<br>合計　1,429,049　千円 |

[金融商品関係]

| 前事業年度<br>（自2017年7月1日　至2018年6月30日） | 当事業年度<br>（自2018年7月1日　至2019年6月30日） |
|---|---|

1. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。
未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。
投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。
未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。
当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。
長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。
投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。
また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

1. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。
未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。
投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。
未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。
当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。
長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。
投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。
また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

ります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

| | 貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| 長期差入保証金 | 274,505 | 275,650 | 1,145 |

時価については、下記の考え方によっております。その結果、2018年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

ります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

| | 貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| 長期差入保証金 | 275,361 | 279,732 | 4,371 |

時価については、下記の考え方によっております。その結果、2019年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

[有価証券関係]

**前事業年度**
**（2018年6月30日現在）**

1．その他有価証券(2018年6月30日現在)
該当事項はございません。

2.当事業年度中に売却したその他有価証券
(自2017年7月1日　至2018年6月30日)

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|---|---|---|---|
| その他有価証券（証券投資信託） | 300 | 2 | 0 |

**当事業年度**
**（2019年6月30日現在）**

1．その他有価証券(2019年6月30日現在)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

| 種類 | 貸借対照表計上額(千円) | 取得原価(千円) | 差額(千円) |
|---|---|---|---|
| その他有価証券（証券投資信託） | 100 | 100 | - |

2.当事業年度中に売却したその他有価証券
(自2018年7月1日　至2019年6月30日)

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|---|---|---|---|
| その他有価証券（証券投資信託） | 304 | 11 | - |

[デリバティブ取引関係]

| 前事業年度<br>（自2017年7月1日　至2018年6月30日） | 当事業年度<br>（自2018年7月1日　至2019年6月30日） |
|---|---|
| 当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。 | 当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。 |

[退職給付関係]

| 前事業年度<br>（自2017年7月1日　至2018年6月30日） | 当事業年度<br>（自2018年7月1日　至2019年6月30日） |
|---|---|

**1.採用している退職給付制度の概要**

当社は、退職金規定に基づき、拠出額を投資有価証券及び保険積立金で運用し、退職時に当該運用資産額のうち個人別に算定された額を一時金として支払うこととしております（非積立型退職一時金制度）。当該制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（投資有価証券及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

なお、2016年1月29日の日本銀行によるマイナス金利政策の導入を受け、従来より運用していた投資有価証券が、運用方針の継続及び商品性の維持が困難となったため、償還されることとなりました。その結果、当期末においては当該資金を決済性預金として積み立てております。

**2.簡便法を適用した退職一時金制度**

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | | |
|---|---|---|
| 退職給付引当金の期首残高 | 1,258,560 | 千円 |
| 退職給付費用 | 191,932 | 千円 |
| 退職給付の支払額 | △ 68,094 | 千円 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 1,382,398 | 千円 |

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　191,932千円

**1.採用している退職給付制度の概要**

当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。

**2.簡便法を適用した退職一時金制度**

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | | |
|---|---|---|
| 退職給付引当金の期首残高 | 1,382,398 | 千円 |
| 退職給付費用 | 235,235 | 千円 |
| 退職給付の支払額 | △ 202,524 | 千円 |
| 確定拠出年金制度への拠出額 | △ 16,885 | 千円 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 1,398,224 | 千円 |

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　235,235千円

**3.確定拠出制度**

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度16,885千円であります。

**[税効果会計関係]**

| 前事業年度<br>（2018年6月30日現在） | 当事業年度<br>（2019年6月30日現在） |
|---|---|

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | | |
|---|---|---|
| 退職給付引当金 | 399,463 | 千円 |
| 賞与引当金 | 38,301 | 千円 |
| 資産除去債務 | 75,407 | 千円 |
| 減損損失 | 51,516 | 千円 |
| 未払費用 | 65,352 | 千円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 1,806,847 | 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 2,436,890 | 千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | - | 千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | - | 千円 |
| 評価性引当額小計 | △ 2,222,961 | 千円 |
| 繰延税金資産合計 | 213,929 | 千円 |

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | | |
|---|---|---|
| 退職給付引当金 | 402,644 | 千円 |
| 賞与引当金 | 40,173 | 千円 |
| 資産除去債務 | 76,509 | 千円 |
| 減損損失 | 41,786 | 千円 |
| 未払費用 | 72,550 | 千円 |
| 税務上の繰越欠損金（注2） | 1,081,533 | 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,715,198 | 千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2） | △ 1,001,309 | 千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △ 511,210 | 千円 |
| 評価性引当額小計（注1） | △ 1,512,519 | 千円 |
| 繰延税金資産合計 | 202,678 | 千円 |

(注1)評価性引当額が710,442千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の期限切れに伴うものであります。

(注2)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:千円)

| | 税務上の繰越欠損金(a) | 評価性引当額 | 繰延税金資産 |
|---|---|---|---|
| 1年以内 | 87,935 | △ 7,711 | 80,224 |
| 1年超2年以内 | 433,651 | △ 433,651 | - |
| 2年超3年以内 | 307,070 | △ 307,070 | - |
| 3年超4年以内 | 252,876 | △ 252,876 | - |
| 4年超5年以内 | - | - | - |
| 5年超 | - | - | - |
| 合計 | 1,081,533 | △ 1,001,309 | (b) 80,224 |

(a)税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。
(b)税務上の繰越欠損金1,081,533千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産80,224千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2011年6月期に税引前当期純損失を354,592千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

| 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 | | 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 | |
|---|---|---|---|
| | (%) | | (%) |
| 法定実効税率 | 30.9 | 法定実効税率 | 30.6 |
| (調整) | | (調整) | |
| 評価性引当額 | △ 81.3 | 評価性引当額 | △ 144.0 |
| 永久に損金及び益金に算入されない項目 | 1.4 | 永久に損金及び益金に算入されない項目 | 1.9 |
| 住民税均等割 | 0.5 | 住民税均等割 | 0.5 |
| 期限切れの税務上の繰越欠損金 | 62.9 | 期限切れの税務上の繰越欠損金 | 130.8 |
| その他 | △ 0.9 | その他 | △ 0.2 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 13.5 | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 19.7 |

[資産除去債務関係]

| 前事業年度<br>（2018年6月30日現在） | 当事業年度<br>（2019年6月30日現在） |
|---|---|
| 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの<br><br>1.当該資産除去債務の概要<br>本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。<br><br>2.当該資産除去債務の金額の算定方法<br>使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。<br><br>3.当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減<br>期首残高 243,467千円<br>時の経過による調整額 3,597千円<br>期末残高 247,065千円 | 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの<br><br>1.当該資産除去債務の概要<br>本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。<br><br>2.当該資産除去債務の金額の算定方法<br>使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。<br><br>3.当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減<br>期首残高 247,065千円<br>時の経過による調整額 3,597千円<br>期末残高 250,662千円 |

[セグメント情報等]

| 前事業年度<br>（2018年6月30日現在） | 当事業年度<br>（2019年6月30日現在） |
|---|---|

(セグメント情報)
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
(関連情報)
1.サービスごとの情報
投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報
(1)営業収益

| | |
|---|---|
| 日本 | 6,417,378千円 |
| 米国 | 6,049,621千円 |
| その他 | 187,978千円 |
| 合計 | 12,654,977千円 |

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益 |
|---|---|
| キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー | 6,049,621千円 |

(セグメント情報)
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
(関連情報)
1.サービスごとの情報
投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報
(1)営業収益

| | |
|---|---|
| 日本 | 6,008,629千円 |
| 米国 | 5,911,077千円 |
| その他 | 142,748千円 |
| 合計 | 12,062,454千円 |

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益 |
|---|---|
| キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー | 5,911,077千円 |

[関連当事者情報]
前事業年度（自2017年7月1日 至2018年6月30日）
1.関連当事者との取引
(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会 | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カ | アメリカ合衆国カリフォル | (千米ドル) | 投資運用 | (被所有) | 各種投資運用サービスの提供 | その他営業収益(市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など) | 6,049,621 | 未収入金 | 800,636 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 社 | ンパニー（以下「CRMC社」という。） | ニア州ロサンゼルス | 12,500 | 業 | 間接100% | 各種投資運用サービスの委託 | 支払手数料（市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなど） | 5,123,000 | その他未払金 | 436,814 |
| 親会社 | キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC社」という。） | アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス | （千米ドル）5,089 | 子会社の管理 | （被所有）間接100% | グループ共通発生経費の負担 | 共通発生経費負担額 | 184,701 | その他未払金 | 207,851 |

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。

2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。

3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー | ルクセンブルグ大公国 | （千ユーロ）7,500 | ファンドマネジメント | ― | 運用に係る手数料の支払 | 支払手数料 | 1,482,355 | 未払手数料 | 273,623 |
| 親会社の子会社 | キャピタル・インターナショナル・インク（東京） | 東京都千代田区 | （千米ドル）10 | 市場調査 | ― | 出向者受入 | 給料・退職給付費用・福利厚生費 | 967,050 | その他未払金 | 21,064 |

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。

2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

## 2.親会社に関する注記

① ②の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）
② ③の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）
③ 直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

## 当事業年度（自2018年7月1日 至2019年6月30日）

## 1.関連当事者との取引

### (1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。） | アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス | (千米ドル) 12,500 | 投資運用業 | (被所有) 間接 100% | 各種投資運用サービスの提供 | その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など） | 5,911,077 | 未収入金 | 706,625 |
| | | | | | | 各種投資運用サービスの委託 | 支払手数料（市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなど） | 4,861,650 | その他未払金 | 319,635 |
| 親会社 | キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC社」という。） | アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス | (千米ドル) 5,180 | 子会社の管理 | (被所有) 間接 100% | グループ共通発生経費の負担 | 共通発生経費負担額 | 202,906 | その他未払金 | 204,631 |

(注)
上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。
取引条件及び取引条件の決定方法等
1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

### (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー | ルクセンブルグ大公国 | (千ユーロ) 7,500 | ファンドマネジメント | ― | 運用に係る手数料の支払 | 支払手数料 | 1,289,727 | 未払手数料 | 193,066 |
| 親会社の子会社 | キャピタル・インターナショナル・インク（東京） | 東京都千代田区 | (千米ドル) 10 | 市場調査 | ― | 出向者受入 | 給料・退職給付費用・福利厚生費 | 849,408 | その他未払金 | 47,993 |

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

## 2.親会社に関する注記

① ②の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）
② ③の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）
③ 直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

## [1株当たり情報]

| 前事業年度<br>（自2017年7月1日　至2018年6月30日） | 当事業年度<br>（自2018年7月1日　至2019年6月30日） |
|---|---|
| 1株当たり純資産額　43,743.26円<br>1株当たり当期純利益金額　7,752.94円<br>なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。<br><br>（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。<br><br>当期純利益　437,265千円<br>普通株主に帰属しない金額　- 千円<br>普通株式に係る当期純利益　437,265千円<br>期中平均株式数　56,400株 | 1株当たり純資産額　50,771.48円<br>1株当たり当期純利益金額　7,028.22円<br>なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。<br><br>（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。<br><br>当期純利益　396,391千円<br>普通株主に帰属しない金額　- 千円<br>普通株式に係る当期純利益　396,391千円<br>期中平均株式数　56,400株 |

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

（３）事業譲渡および事業譲受

2008年７月に、キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業を譲受けしました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
②資本金の額：324,279百万円（2019年３月31日現在）
③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称：みずほ証券株式会社
②資本金の額：125,167百万円（2019年３月31日現在）
③事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

①名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
②資本金の額：10,000百万円（2019年３月31日現在）
③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づ

き信託業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：各ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行なっています。
（２）販売会社：各ファンドの募集、販売を行ない、一部解約金・償還金・収益分配金の支払等に関する事務等を行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社：該当事項はありません。
（２）販売会社：該当事項はありません。

第３【その他】

（１）目論見書の表紙に委託会社およびファンド名称、ロゴ・マーク、図案を採用し、各ファンドの商品分類および税区分等を記載することがあります。
（２）目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
（３）目論見書は、電子媒体としてインターネット等に掲載される場合があります。
（４）目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
（５）目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。
（６）目論見書の巻末に「約款」を掲載することがあります。

# 独立監査人の監査報告書

2019年9月20日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　誠　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　野　龍　也　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

２０１９年１１月１９日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　島　紀　子　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）の２０１８年9月２１日から２０１９年9月２０日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）の２０１９年9月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

２０１９年１１月１９日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　島　紀　子　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）の２０１８年9月２１日から２０１９年9月２０日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）の２０１９年9月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。